

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
第1章 ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進								
			1 生活と仕事を両立できる環境づくり					
			(1)柔軟な働き方の普及・定着促進					
			ア. 柔軟な働き方の普及および定着に向けた支援					
			1	☆	働き方改革促進事業	働き方改革に関する相談窓口の設置、働き方改革に必要な法知識やノウハウ等の提供、専門家による社内推進のサポートを行います。	【令和5年度事業終了】 （1）TOKYO「働き方改革、ライフ・ワーク・バランス」相談窓口の設置 働き方改革に関連した雇用環境整備や生産性向上等について、都内企業からの相談等に対応する窓口を設置する。 （2）働き方改革集中講座 主に中小企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、働き方改革に関する法令や事例、改革を社内で行うためのノウハウ等を体系的に学ぶ講座を実施し、社内での働き方改革推進者を養成する。 【実施規模】944社 （3）働き方改革推進のための専門家派遣 社内における働き方改革の推進をサポートする社会保険労務士等の専門家を企業に派遣する。（1社あたり上限5回） 【実施規模】264社	産業労働局
			2	☆	テレワーク等普及推進事業	国家戦略特区の取組として、テレワークに関する情報提供、相談、助言等の支援をワンストップで提供するテレワーク推進センターを国との連携により運営します。また、テレワークを一層普及していくため、セミナーの実施や事例発信など多様な支援を展開します。	・東京テレワーク推進センターの運営 ・テレワーク課題解決コンサルティング 666回 ・サテライトオフィス設置等補助 16件 ・テレワーク促進事業 交付決定：462件 ・TOKYOテレワークアプリ ・TOKYOテレワーク・モデルオフィスの運営 3か所運営 等	産業労働局
			3	☆	ライフ・ワーク・バランス推進事業	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表するとともに、認定企業も含む先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催します。	認定企業 13社程度 ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	産業労働局
			★	★	ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業	従業員のスキルアップ等の制度整備に取り組む中小企業に対し、奨励金や専門家派遣による支援を行うことで、安心して育児等のライフイベントと仕事の両立を図れるよう後押しします。	実績 奨励金 61社 専門家派遣 延5回	産業労働局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			★	★	エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業	都内中小企業等の職場環境の改善や人材育成、結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃金の引き上げなどの従業員のエンゲージメント向上に向けた取組を支援します。	(1) エンゲージメント向上に向けた専門家派遣 社内における課題の把握と制度整備に向けた具体的な助言を行うため、人事労務管理等に係る知見を有する専門家を派遣する。(1社あたり2回) 【対象】都内中小企業等 【実績】2,121社 (2) 魅力ある職場づくり推進奨励金 専門家の派遣を受けて従業員のエンゲージメント向上や結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃上げに取り組む企業に対して奨励金を支給する。 【対象】都内中小企業等 【実績】246社 【奨励金】最大130万円	産業労働局
			イ. 子育て・介護等と仕事を両立できる環境づくり					
			4	☆	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、育児・介護など家庭と仕事の両立支援策を実践している企業に対し「両立支援推進企業マーク」を付与し、専用HPで発信します。また、同HPでは、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、両立支援に向けた総合的な情報提供を行います。合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行います。	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 新規登録数：27件 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営	産業労働局
			5	☆	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	実績 研修 35回 1,539人 専門家派遣 延233回 奨励金 474社	産業労働局
			6	☆	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療・不育症治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進します。	研修 700人 奨励金 ① 不妊治療及び不育症治療のための休暇制度等の整備 40万円 ② 不育症治療のための休暇制度等の整備 10万円 規模300社	産業労働局
			7	☆	働くパパママ育業応援事業	従業員の育業を奨励する企業に助成金を支給し、育業のしやすい環境整備を促進します。	働くママコース 規模 400件 金額 1,250千円 交付決定件数：480件 働くパパコース 規模 750件 金額 250千円～3,200千円 交付決定件数：750件	産業労働局
			(2)雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進					
			ア. ポジティブ・アクションの推進					
			8		働く女性応援事業	女性の採用・職域拡大に向けた設備等の整備に係る経費を助成することにより、中小企業における職場環境の整備を推進します。※(公財)東京しごと財団に基金を造成して実施。	補助上限：5,000千円 (30年度から「テレワーク活用・働く女性応援事業」に事業名変更) (3年度から「働く女性応援事業」に事業名変更及び再構築) 交付決定件数 8件	産業労働局
			9		職場における男女平等の推進	女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用のための取組である「ポジティブ・アクション」の普及啓発を行います。	ポジティブ・アクションの普及啓発 (「男女雇用平等セミナー」等)	産業労働局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			イ. 雇用機会均等に関する普及啓発					
			10		男女雇用平等参画状況調査	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「改正育児・介護休業法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査」 対象：都内30人以上の事業所 13業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人	産業労働局
			11		職場における男女平等の推進	関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナー等を行い、企業の取組を支援します。	事業主等説明会 年2回 計270人	産業労働局
			★	★	雇用関連諸制度の知識に係る普及啓発事業	いわゆる「年収の壁」により、労働時間を抑制しながら働く非正規雇用者に対して、就業する時間数に対する収入と手取りの差の正確な理解を啓発し、人材が活躍する職場づくりを後押しします。	専門家派遣 20回(10社×2回) 普及啓発セミナーの実施 3回	産業労働局
			12		資料の発行・整備	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。	「働く女性と労働法」 8,000部 「雇用平等ガイドブック」 6,500部	産業労働局
			13		女性の活躍推進シンポジウム等	知事自らが発信する場としてのシンポジウム等を開催し、女性の活躍推進の普及啓発を進めます。	【令和5年度事業終了】 女性が輝くTOKYO懇話会1回	生活文化スポーツ局
			ウ. 女性活躍推進に向けた事業者の取組促進					
			14		公共調達を通じた女性活躍の支援	総合評価方式の政策的評価項目として、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるばし認定企業）などに加え、「一般事業主行動計画を策定し公表を行った場合」についても評価項目として追加します。	・総合評価方式における加点項目の設定 令和4年度に改正済みであり、総合評価方式を適用する工事、設計等委託及び業務委託の発注を通じて実施	財務局・各局
			14		公共調達を通じた女性活躍の支援	都が施工する主要な建設工事において、女性専用の水洗洋式トイレや更衣室の現場事務所への設置を義務化します。	・現場事務所への女性専用トイレや更衣室の設置 主要な建設工事の発注を通じて実施	財務局・各局
			★	★	企業における女性管理職等の活躍促進事業	企業における女性管理職等の活躍を推進するため、具体的な方策に係る有識者会議を設置するとともに、気運醸成を図るイベントや普及啓発等を実施します。	有識者会議の実施（6回） 気運醸成イベントの実施（1回）	産業労働局
			15	☆	女性従業員のキャリアアップ応援事業	企業における女性の活躍、女性リーダーの創出を一層促進していくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援、女性従業員のスキル取得支援及びキャリアアップに向けた意識づけ、会社全体の意識改革などを目的としたセミナー・研修・講座などを実施します。	女性活躍推進ベーシックセミナー 155人 行動計画策定支援研修 130人 フォローアップコンサルティング 96回	産業労働局
			16		東京都女性活躍推進大賞の贈呈	女性活躍の推進に向け先進的な取組を進める企業や団体、個人を表彰し、その取組内容を広く普及させていきます。	・東京都女性活躍推進大賞の実施（贈呈式も開催） ・受賞者の取組を広く発信 ・都事業における受賞者との連携	生活文化スポーツ局
			(3)女性の就業継続やキャリア形成					
			ア. 働きやすい雇用環境整備などによる職場における女性の活躍推進					
			17	☆	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	実績 研修 35回 1,539人 専門家派遣 延233回 奨励金 474社	産業労働局
			18	☆	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、育児・介護など家庭と仕事の両立支援策を実践している企業に対し「両立支援推進企業マーク」を付与し、専用HPで発信します。また、同HPでは、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、両立支援に向けた総合的な情報提供を行います。合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行います。	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 新規登録数：27件 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営	産業労働局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			★	★	働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業	ライフ・キャリアプランの選択肢のひとつとして、卵子凍結に関する正しい知識・認識が広まり、適切な活用が進むよう、有識者による講演や、卵子凍結の利用について従業員への支援に取り組む企業の事例発信などを行います。また、女性従業員のライフ・キャリア形成をテーマとして企業が自主的にセミナーを実施する場合に一部の経費を助成し、さらに、卵子凍結に係る特別休暇等のしくみを導入した企業に対し助成を行います。	(1) シンポジウムの実施 ・ 規 模：200名×1回、小規模セミナー×3回 ・ 開催形式：オンライン開催（予定） (2) 企業における自主セミナーへの助成 ・ 規 模：100社 ・ 助成額：4万円 ・ 支給決定件数 3件 (3) 卵子凍結に係る制度整備の支援 ・ 規 模：20社 ・ 助成額：20万円 ・ 加 算（福利厚生制度を整備した場合） ：40万円 ・ 支給決定件数 計14件	産業労働局
			★	★	働く女性のウェルネス向上事業	“女性特有の健康課題と仕事の両立”をテーマに、企業及び従業員に対してアンケートによる情報収集を行います。また、企業における取組の好事例（生理休暇を取りやすい職場環境づくりやフェムテックの活用事例など）を特設サイト等で発信します。	(1) 情報収集（アンケートの実施） ・ アンケートサイトを活用し、オンラインで調査を行う。 (2) 発信・普及 ・ 特設サイト等で発信 ・ ライフ・ワーク・バランスE X P Oや労働セミナーなどでも調査の結果を活用	産業労働局
			19	☆	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療・不育症治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進します。	研修 700人 奨励金 ① 不妊治療及び不育症治療のための休暇制度等の整備 40万円 ② 不育症治療のための休暇制度等の整備 10万円 規模300社	産業労働局
			20	☆	働くパパママ育業応援事業	従業員の育業を奨励する企業に助成金を支給し、育業のしやすい環境整備を促進します。	働くママコース 規模 400件 金額 1,250千円 交付決定件数：480件 働くパパコース 規模 750件 金額 250千円～3,200千円 交付決定件数：750件	産業労働局
			21	☆	正規雇用等転換安定化支援事業	都内に雇用保険適用事業所を置く、国のキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定を受けた企業が、正規転換等をした従業員に対し、育成計画の策定など定着を図るための支援を行い、1年以上定着した場合に助成金を支給します。	1,900件	産業労働局
			22		非正規雇用アドバイザー制度	非正規雇用アドバイザーが事業者を訪問して、パートタイム・有期雇用労働法を始めとする関係法令の普及啓発、非正規雇用労働者の雇用管理についてのアドバイスをを行います。	・ 非正規雇用アドバイザー 労働相談情報センター本所、4事務所 計7名 ・ 巡回件数 年2,821件 (30年度から「非正規雇用アドバイザー制度」に名称変更)	産業労働局
			23		労働相談	労働相談（東京都ろうどう110番等） 労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じます。	労働相談情報センター本所、4事務所 電話相談（随時）、来所相談（予約制）	産業労働局
			24		非正規雇用に関する法令等普及啓発事業	労働相談情報センターの労働相談担当職員により、パート・派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図ります。 合わせて、パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働者等に関する基本的な事項をわかりやすくまとめた普及啓発資料を作成します。	電話相談 年1回 2日間	産業労働局
			★	★	女性向けキャリアチェンジ支援事業	非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジを促すため、eラーニングやキャリアカウンセリング等を実施し、能力開発や就職活動を支援します。	・ 支援規模 543人 ・ 受講形式 eラーニング等（メンターによる受講中のフォロー） ・ 就職支援 受講中のキャリアカウンセリング等 ・ その他 コミュニティサイトによる再就職に向けた受講者間の情報交換を支援	産業労働局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			イ. キャリア形成支援・能力開発					
			25	☆	民間企業と連携した交流イベントの開催（キャリア・メンター制度の拡充）	キャリア・メンター制度は職員のキャリア形成支援及び今後の昇任に向けた職員個別の不安払拭を図ることを目的としており、各局の管理職等から選任されたキャリア・メンターが、職員（メンティー）からの相談に対応します。 こうした個別相談等に加えて、女性活躍推進に積極的に取り組む民間企業と連携した交流イベントの開催等、新規利用者の開拓及び利用満足度の向上に向けた取組を展開します。	○平成30年度から一部対象局において2年間の試行を実施し、令和2年度から全庁展開 ○個別相談に加え、専用SNSの活用、座談会イベント「トーク・カフェ」の開催、キャリア形成支援研修との連携等を実施 ○職員のロールモデルとしてより多様なキャリアプランを提案するため、令和3年度には技術系職種、令和4年度には行政専門職、令和5年度には専門職種のメンターをそれぞれ新たに選任 ○令和4年度から、これまでの取組を継続しつつ、女性活躍推進に積極的に取り組む民間企業と連携した交流イベントの開催等、新規利用者の開拓及び利用満足度の向上に向けた取組を展開	総務局
			★	★	女性しごと応援ナビ	女性活躍の更なる推進に向けて、就職活動や仕事に関する悩みを解消するための「オンラインキャリアカウンセリング」や、様々な「はたらく選択肢」を提示する「おしごと紹介」を通年で実施します。 加えて、従来のはたらくイメージを変えて、自身の可能性を発見していただくための3日間のオンラインイベント「女性しごとEXPO」を開催し、女性の就業を後押ししていきます。	・オンラインキャリアカウンセリング ・おしごと紹介コンテンツ ・女性しごとEXPO（年1回実施）	産業労働局
			★	★	女性向けキャリアチェンジ支援事業	非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジを促すため、eラーニングやキャリアカウンセリング等を実施し、能力開発や就職活動を支援します。	・支援規模 543人 ・受講形式 eラーニング等（メンターによる受講中のフォロー） ・就職支援 受講中のキャリアカウンセリング等 ・その他 コミュニティサイトによる再就職に向けた受講者間の情報交換を支援	産業労働局
			26	☆	女性活躍推進企業等との合同就職面接会	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している企業である「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」や女性活躍推進企業等のうち、特に仕事と家庭の両立に関し、優れた取組を実施している企業と非正規雇用で働く女性等とのマッチングの場として、合同就職面接会を託児付きで開催します。	○開催時期 2月頃（3日間） ○参加予定者数 1,000名程度 ○参加企業数 200社程度	産業労働局
			27	☆	若者正社員チャレンジ事業	若年求職者にセミナーと企業内実習を実施することで、社会人としての心構えやスキルを身につけ、就職に向けた意欲や自信の向上を図り、その後の正社員化につなげます。	年間1,000人規模で、セミナー、合同企業説明会、企業内実習、採用奨励金の支給、ジョブリーダーによる支援を実施	産業労働局
			28	☆	ミドルチャレンジ事業	中高年求職者にセミナーと企業内実習を実施することで、実践的な職務能力を身につけ、その後の正社員化につなげます。	年間200人規模で、セミナー、合同企業説明会、企業内実習、採用奨励金の支給、ジョブリーダーによる支援を実施	産業労働局
			29		職業訓練の実施	職業能力開発センターにおいて、在職者を対象にしたスキルアップや資格取得のための短期講習等を行います。	職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 13か所 求職者向け：延べ146科目、定員7,345名 （施設内訓練103科目、4,590名） （委託訓練43科目、2,755名） 在職者向け：定員19,372名	産業労働局
			400	☆	消防大学校委託研修（女性活躍推進コース）	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。	1名9日間 女性消防吏員のキャリアパス、ロールモデル事例、消防実務管理、指揮訓練、課題研究を実施	東京消防庁
			401	☆	職務実践能力向上研修（女性課程）	女性の視点や特性を生かしたマネジメントや問題解決等に関するスキルを習得し、更なるキャリア開発及び主体的かつ実践的な能力開発を促進することを目的とする研修	15名2日間 リーダーシップの実現方法等 女性職員としてのキャリアデザイン	東京消防庁

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
2 妊娠・出産・子育てに対する支援								
			ア. 保育サービスの充実					
			30		保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。	国の就学前教育・保育施設整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減	福祉局（福祉保健局）
			31		認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。	A型 113 か所、B型 16か所 （区部は財政調整交付金により実施）	福祉局（福祉保健局）
			32		認証保育所に対する税制支援	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税、区部の固定資産税・都市計画税及び事業所税を減免します。	・固定資産税・都市計画税 土地610件、家屋611件、償却資産162件 ・不動産取得税 土地0件、家屋1件 ・事業所税 27件	主税局
			33		私立幼稚園等における預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	私立幼稚園預かり保育推進補助 471園	生活文化スポーツ局
			33		私立幼稚園等における預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	私立幼稚園等一時預かり事業費補助 316園	生活文化スポーツ局
			34		認証保育所の指導監督等	認証保育所の質の確保・向上を図るため、事業者に対する指導を実施します。	・現地確認 2か所 ・開設後運営指導 2か所	福祉局（福祉保健局）
			35		認可外保育施設に対する巡回指導強化事業	認可外保育施設に対する巡回指導チームを編成し、指導体制を強化することによって、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童の安全・安心及び保護者の安心を確保します。	（令和5年4月1日現在） ベビーホテル 220か所 事業所内保育施設 393か所 院内保育施設 119か所 その他施設 189か所 認証保育所 436か所	福祉局（福祉保健局）
			36		認証保育所等研修事業	認証保育所等の質の確保・向上を図るため、認証保育所施設長及び中堅職員、家庭的保育者、認可外保育施設職員等に対する研修を実施します。	・認証保育所施設長研修 年間59名 ・認証保育所中堅保育士研修 年間65名 ・家庭的保育者研修（認定研修 年間19名、現任研修 年間30名） ・病児・病後児保育研修 年間70名 ・病児・病後児保育（訪問型）研修 年間0名 ・認可外保育施設職員テーマ別研修 年間6,092名	福祉局（福祉保健局）
			37		認可外保育施設利用支援事業	待機児童の解消に向けて、区市町村が実施する認可外保育施設利用者に対する負担軽減に係る費用の一部を補助するとともに、多子世帯に対し都独自に認可外保育施設利用者の負担軽減を図ることにより、認可外保育施設の利用者を支援するとともに、地域の実情に応じた保育サービスの整備促進や質の向上を図ります。	18,196人	福祉局（福祉保健局）
			38		待機児童解消に向けた税制支援	民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、区部において、保育所等のために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を5年間減免します。（令和7年4月1日まで）	・固定資産税・都市計画税 土地 823件	主税局
			39		認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	認定こども園の整備等への補助 92園	生活文化スポーツ局
			39		認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。	開設準備経費補助（国制度） 1施設 （国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応）	福祉局（福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			39		認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園を設置する区市町村に対して、指導・助言など広く支援を行い、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	区市立の幼稚園が認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。幼稚園型認定こども園として認定を受けている公立幼稚園は、3園（令和5年4月1日現在）	教育庁
			40		子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、全ての子供と家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	全市町村 39か所	福祉局（福祉保健局）
			41		延長保育	就労形態の多様化等による延長保育のニーズに対応するため、認可保育所等において通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育を行う延長保育の充実を図ります。	3,652か所 一般型（保育短時間認定）355か所 一般型（保育標準時間認定）3,293か所 訪問型（保育短時間認定）0か所 訪問型（保育標準時間認定）4か所	福祉局（福祉保健局）
			42		病児保育事業費補助	病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な乳幼児又は小学校に就学している児童について一時的に保育する病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。	病児・病後児対応型事業 161か所	福祉局（福祉保健局）
			42		病児保育事業費補助	病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な乳幼児又は小学校に就学している児童について一時的に保育する病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。	体調不良児対応型事業 106か所	福祉局（福祉保健局）
			42		病児保育事業費補助	病中又は、病気の回復期にあり、集団保育の困難な乳幼児又は小学校に就学している児童について一時的に保育する病児・病後児保育の充実を図ります。また、保育中に体調不良となった児童への緊急対応の充実を図ります。	非施設型（訪問型）事業 0か所	福祉局（福祉保健局）
			43		院内保育施設の支援	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	95か所	福祉局（福祉保健局）
			44		都立病院における病児保育事業の実施	区市から事業を受託し、病院内に設置する病児・病後児保育室において保育が可能な病気の児童を預かり、一時的に保育を行います。	以下のとおり実施（5カ所） ・駒込病院 平日8時30分～17時30分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員6名、利用料3,000円 ・墨東病院 平日8時30分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員4名、利用料2,000円 ・多摩北部医療センター 月～金8時00分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員4名、利用料1日2,500円、4時間まで1,500円 ・東部地域病院 平日8時30分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員8名、利用料2,000円 ・小児総合医療センター 平日8時30分～18時00分（土・日・祝・年末年始除く）まで 定員6名 利用料2,500円	保健医療局（旧：病院経営本部）
			45		一時預かり事業補助	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備します。	・一般型 771,600人 ・余裕活用型 21,989人 ・都単独型 9,312人	福祉局（福祉保健局）
			46		定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。	定期利用保育事業 120,767人	福祉局（福祉保健局）
			47		子供家庭支援センター事業	子供と家庭に関する総合相談、子供家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子供家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子供と家庭に関する支援ネットワークを構築します。	令和5年度末現在 61区市町村（内小規模型6村） （区部は財政調整交付金により実施、市町村部は子供家庭支援区市町村包括補助により実施）	福祉局（福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			48		子育てひろば機能の充実	区市町村が、地域での子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所等）で「親子の交流の場」を提供し、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	都単独型について、市町村部は子育て推進交付金により実施し、区部は財政調整交付金により実施。一般型及び連携型については子ども・子育て支援交付金により実施。	福祉局（福祉保健局）
			49	☆	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、又は夜間帯保育を必要とする保護者が、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。 また、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要になった保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、本事業の参画事業者として認定を受けたベビーシッター事業者による保育を提供する区市町村に補助を行います。	利用上限 ①待機児童の保護者・育休満了者・夜間帯保育を必要とする保護者の場合 （保育短時間認定）1日8時間かつ月160時間 （保育標準時間認定）1日11時間かつ月220時間 ※夜間帯保育を必要とする保護者の場合、月220時間 ②一時預かり利用支援の場合 年144時間（多胎児の場合は、年288時間）	福祉局（福祉保健局）
			50	☆	院内保育の地域開放	職員の福利厚生として都立病院内に設置・運営している保育室（認可外保育室）において、空き定員の一部を地域開放します。	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえて、地域開放が可能な保育室・実施規模及び実施時期を検討した結果、募集を行わなかった。	保健医療局（旧：病院経営本部）
			イ. 地域での子育て支援					
			51		とうきょう子育て応援パートナー事業	妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする人材を育成し、安心して子育てができる環境を整備します。	①パートナーマネジャー及び心理職等の配置（区市町村補助） ②とうきょう子育て応援パートナー制度を担う人材の育成	福祉局（福祉保健局）
			52		親の子育て力向上支援事業	育児に自信の持てない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	子供家庭支援区市町村包括補助により実施	福祉局（福祉保健局）
			53		学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	2,813単位 （子ども・子育て支援交付金により実施）	福祉局（福祉保健局）
			54		放課後における子供の居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）をつくり、スポーツ・文化活動などを提供します。	放課後子供教室への補助 1,177か所 区市町村が、地域の人々の参画を得て、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）をつくり、学習・スポーツ・文化活動や交流活動などを行う事業に補助	教育庁
			55		児童相談所の運営	18歳未満の子供に関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	都内10か所の児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが、18歳未満の子供に関する様々な相談、サービスにあたっている。	福祉局（福祉保健局）
			56		子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	子供家庭支援区市町村包括補助及び子ども・子育て支援交付金により実施	福祉局（福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			57		とうきょうママパパ応援事業（旧出産・子育て応援事業（ゆりかご・とうきょう事業））	全ての子育て家庭を対象に妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るとともに、地域における子育て支援のワンストップ拠点に保健師や助産師などの専門職を配置する取組や、妊娠届出時の面接等の機会に直接「育児パッケージ（子育て用品等）」を配布し、妊産婦の状況を把握する取組を行う区市町村に対して、補助を実施します。上記の取組を実施した上で、出産後一年以内の母子等に対して心身のケア、育児のサポート等を行う産後ケアや、出産後に家事・育児サポーターの派遣を行う等、産後の支援を行う区市町村を補助します。また、多胎児を育てる家庭に対し、家事育児サポーターの派遣に加え、予防接種などへの移動支援等や、多胎妊婦に対しては単胎より多く生じる妊婦健康診査の受診費用補助も実施します。さらに、一歳又は二歳の子供がいる家庭に対して、応援メッセージを添えた家事・育児パッケージの配布や、交流会を開催するとともに、子育て支援等の情報提供と家庭状況の把握等を行います。	区市町村補助事業（通年）	福祉局（福祉保健局）
			★	★	東京都出産・子育て応援事業	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高騰など、子供と子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増している中において、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするために、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対し、育児用品や子育て支援サービス等を提供するとともに、とうきょうママパパ応援事業と連動し、伴走型相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより、妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援体制の整備を推進する。	都実施事業及び区市町村補助事業（通年）	福祉局（福祉保健局）
			★	★	018サポート	すべての子供を切れ目なくサポートするため、都内に在住する18歳以下の子供に対し、一人当たり月額5,000円を支給します。	・対象者 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方 ・支給額 一人当たり月額5,000円	福祉局（福祉保健局）
			58		児童虐待防止への取組の推進	学校、児童相談所、警察、民生・児童委員等の関係機関が連携するための組織である学校サポートチームを活用し、児童虐待の早期発見や迅速かつ的確な対応につなげます。	小学校（平成22年度から）、中学校（平成21年度から）、高等学校及び特別支援学校（平成26年度から）の全校に学校サポートチームを設置し、多様化、複雑化した児童・生徒の問題行動への組織的な対応と健全育成を推進	教育庁
			58		児童虐待防止への取組の推進	児童虐待に係る関係機関との情報共有を図り、早期発見、早期対処していくことで、事態の深刻化の防止を図ります。	○ 警視庁と福祉保健局との児童虐待対応の連携強化に向けた「協定書」に基づき、情報共有範囲の拡大、意見交換会の場の拡充、要保護児童対策地域協議会における連携の促進、普及啓発活動及び研修等における相互協力を推進 ○ 各種警察活動を通じて児童虐待事案の早期発見に努め、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を図る	警視庁
			58		児童虐待防止への取組の推進	子供家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ的確な対応を図ります。	児童相談所により対応（No.66参照）、子供家庭支援センターにより対応（No.47参照）、要支援家庭の早期発見・支援事業（子供家庭支援区市町村包括補助により実施）	福祉局（福祉保健局）
			59		子供の心診療拠点病院	子供の心の問題（虐待・発達障害・いじめ・不登校等）について、専門的なケアにつながる体制を整備するため、都内医療機関における子供の心の対応への取組が促進されるよう、拠点的作用を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	都内1医療機関	福祉局（福祉保健局）
			60	☆	家事支援外国人受入事業	国家戦略特区制度を活用して受け入れた外国人材による家事支援サービスを認定事業者が提供します。	都が事務局を務める第三者管理協議会による認定事業者の管理・指導	スタートアップ・国際金融都市戦略室

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			61	☆	サポートコンシェルジュ事業	乳幼児健診未受診者・未就園児・不就学児の安全確認を行う未就園児等全戸訪問事業等の実施により把握した家庭に対して、継続的な見守りを行い、必要に応じて適切な支援を提供します。	○子育て家庭に対して、継続的な見守りを行い、必要に応じて支援を提供（子供家庭支援区市町村包括補助により実施）	福祉局（福祉保健局）
			62		予防的支援推進とうきょうモデル事業	訪問や関係機関との連携等により支援が必要な家庭を早期に把握し支援につなげる予防的支援を確立・推進し、児童虐待の未然防止を図るため、予防的支援チームの設置と調査研究を行うモデル事業を実施します。	○虐待の未然防止ための予防的支援をモデル実施	福祉局（福祉保健局）
			★	★	ファミリー・アテンダント	子育て家庭の孤独・孤立対策を強化するため、地域の民間団体等の人材を活用した家庭訪問等を通じ、日常的な不安・悩みに寄り添う、「アウトリーチ型支援」を展開します。	区市町村補助事業（通年） 4自治体で先行実施	子供政策連携室
			★	★	子供・子育てメンター	子供や子育て家庭の不安や悩みに対し、SNSを活用した相談環境（バーチャルな居場所）づくりとともに、AI活用により、プッシュ型で情報提供を行う環境の整備を推進します。	事業実施に向けた環境整備を推進（システム構築等）	子供政策連携室
			ウ. 子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの促進					
			63	☆	男性育業促進に向けた普及啓発事業	著名経営者によるインタビュー動画やオンラインセミナーなどによる意識啓発キャンペーンを展開し、経営者や管理職の理解を促進するとともに、男性の育業を積極的に推進している企業等に対し、登録マークを付与し、企業事例等をウェブサイト上でPR・発信します。また、男性育業促進に関する講演会や事例紹介を行う男性育業フォーラムを開催する。	○登録制度 対象：都内で事業を営んでいる企業、社団法人、財団法人 内容：男性育休取得率100％達成企業に対し、登録マークを付与 ○オンラインセミナー 経営者／管理職層及び従業員向けセミナー（計4回）を開催 ○啓発動画 形態：PR動画（男性育業促進に伴うメリット）／インタビュー動画（男性育業促進の企業事例）等 ○普及啓発 形態：新聞広告（「TOKYOパパ育業促進企業」登録制度の周知等）、グッズの作成、男性育業フォーラムの開催等 ○広報活動 形態：チラシ配布、Webサイト配信等	産業労働局
			64	☆	都庁における男性職員の育業等の推進	育業等をしやすい職場環境づくりを一層推進するため、男性職員の育業取得率を令和7年度には 50％に向上させることを目標とし、この早期達成に向けて、男性の育児参画を進める取組を加速していきます。また、出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率を、令和7年にはそれぞれ 100％に向上させることを目標とし、その実現に取り組んでいきます。	○育業等をしやすい職場環境づくり ・育業等を前提とした面談の実施 ・育業意向のない男性職員への継続的な個別勧奨 ・合計1か月以上の育業等を勧奨 ○育業等への理解を促進 ・プレババ応援講座 ・管理職向けの悉皆研修等 ・育業等に係る各職場へのフォローアップを強化・推進 ・臨時的任用職員制度を活用・改善（対象範囲の拡大等） ○数値目標の早期達成に向けて、育児参画を促進する取り組みを加速 ○庁内掲示板等に男性職員の育業経験者の体験談を掲載	総務局
			65		子供が生まれる前の夫婦に向けたライフ・ワーク・バランスの普及啓発	子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布（みらい手帳 14万部）	生活文化スポーツ局
			65		子供が生まれる前の夫婦に向けたライフ・ワーク・バランスの普及啓発	子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。	男性参画のためのセミナー（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	生活文化スポーツ局
			66		中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内	産業労働局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			67		男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには、女性も男性も家事・育児分担や育休取得等についての意識改革が重要なことから、夫婦が共に参加できるセミナー等を開催し、都民への意識啓発を図ります。	男性参画のためのセミナー（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	生活文化スポーツ局
			68	☆	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、育児・介護など家庭と仕事の両立支援策を実践している企業に対し「両立支援推進企業マーク」を付与し、専用HPで発信します。また、同HPでは、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、両立支援に向けた総合的な情報提供を行います。合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行います。	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 新規登録数：27件 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営	産業労働局
			69	☆	働く人のチャイルドプランサポート事業	企業の人事労務担当者等に、不妊治療・不育症治療と仕事の両立に必要な知識を付与する研修を実施するとともに、不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援に関する制度を整備した企業に対し奨励金を支給し、両立の取組を促進します。	研修 700人 奨励金 ① 不妊治療及び不育症治療のための休暇制度等の整備 40万円 ② 不育症治療のための休暇制度等の整備 10万円 規模300社	産業労働局
			70	☆	働くパパママ育業応援事業	従業員の育業を奨励する企業に助成金を支給し、育業のしやすい環境整備を促進します。	働くママコース 規模 400件 金額 1,250千円 交付決定件数：480件 働くパパコース 規模 750件 金額 250千円～3,200千円 交付決定件数：750件	産業労働局
			71	☆	男性の家事・育児参画状況実態調査	男性の家事・育児参画の実態を把握し、今後の施策の参考とするため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施（隔年実施）	生活文化スポーツ局
			★	★	育業中スキルアップ支援事業	育業中の従業員のスキルアップに係る経費の一部を助成することにより、育業を後押しします。	・都内企業 6社 ・助成率：3分の2（大企業は2分の1） ※補助上限：100万円	産業労働局
			★	★	育業によるパワーアップ応援事業	女性従業員に、合計6か月以上1年未満の育業（産後休業含む）をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、夫婦双方の育業計画書（パートナーは合計30日以上）を作成した企業に対して、定額助成を行います。また、計画書策定にあたり、企業に対する専門家派遣も行います。	パパと協力！ママコース 規模：200件 金額：1,000千円 専門家派遣：600回 交付決定件数：78件	産業労働局
			★	★	男性育業もっと応援事業奨励金	複数の男性育業を奨励するため、継続的に育業しやすい法定上の環境整備を複数実施するとともに、男性従業員に合計30日以上育業をさせ、原職等に職場復帰させた場合に、育業期間に応じて定額助成を行います。	もっとパパコース 規模：300件 金額：800～1,700千円 交付決定件数：67件	産業労働局
			72	☆	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児、介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	実績 研修 35回 1,539人 専門家派遣 延233回 奨励金 474社	産業労働局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			★	★	働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業	ライフ・キャリアプランの選択肢のひとつとして、卵子凍結に関する正しい知識・認識が広まり、適切な活用が進むよう、有識者による講演や、卵子凍結の利用について従業員への支援に取り組む企業の事例発信などを行います。また、女性従業員のライフ・キャリア形成をテーマとして企業が自主的にセミナーを実施する場合に一部の経費を助成し、さらに、卵子凍結に係る特別休暇等のしくみを導入した企業に対し助成を行います。	(1) シンポジウムの実施 ・ 規 模：200名×1回、小規模セミナー×3回 ・ 開催形式：オンライン開催（予定） (2) 企業における自主セミナーへの助成 ・ 規 模：100社 ・ 助成額：4万円 ・ 支給決定件数 3件 (3) 卵子凍結に係る制度整備の支援 ・ 規 模：20社 ・ 助成額：20万円 ・ 加 算（福利厚生制度を整備した場合） ：40万円 ・ 支給決定件数 計14件	産業労働局
			★	★	農業者出産・育児期支援	農業者が出産や育児等により就業困難な状態に陥った場合、その間の安定的な農業生産を維持するため、休業中に必要となる業務を代替する人員を雇用する等により労働力確保の取組を支援します。	新規申請100万円×3人	産業労働局
			73	☆	男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジプロジェクト	子育て中の夫婦、企業経営者・マネジメント層、若者から親世代まであらゆる都民を対象に、Webサイト「TEAM家事・育児」をはじめ、多様な媒体を活用し、普及啓発のメッセージを発信。男性の家事・育児参画に向け社会全体のマインドチェンジを促します。	・ サイトコンテンツの追加・更新 ・ Web媒体等を活用したコンテンツの周知	生活文化スポーツ局
			エ. 行動しやすいまちづくり					
			74		福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	・ 福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・ 福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 ・ 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 ・ インターネットを活用した情報提供 ・ 条例、ガイドライン等の周知、普及・推進	福祉局（福祉保健局）
			75		福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業20両	都市整備局
			75		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） JR・私鉄の鉄道駅における安全かつ円滑な移動を確保するため、区市町と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行います。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） 1駅	都市整備局
			75		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業） JR・私鉄の鉄道駅における安全かつ円滑な移動を確保するため、区市町と連携してホームドア等の整備に対する補助を行います。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業） 12駅	都市整備局
			75		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成事業） 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想を作成する区市町村に対し補助を行います。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進します。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成事業） バリアフリー基本構想作成 2区市 移動等円滑化促進方針作成 3区市	都市整備局
			★	★	福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリーストイレ等整備促進事業） JR・私鉄の鉄道駅において、車椅子利用者だけでなく、乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリーストイレの整備や機能の分散配置に対する補助を行います。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリーストイレ等整備促進事業）1駅	都市整備局

令和５年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和５年度事業規模	所管局
			75		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅エレベーター整備事業	令和６年度末までに６駅整備予定	交通局
			75		福祉のまちづくり事業の実施	ユニバーサルデザインの考え方にに基づいた人にやさしい地下鉄車両の導入	新型車両に更新する際に、低い吊り手や荷棚の採用、フリースペースの設置、優先席への縦手摺りの追加など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「人にやさしい車両」の導入を進める。	交通局
			76		マタニティマークの普及への協力	マタニティマークの普及への協力を実施	出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を引き続き行う。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。	交通局
			77	☆	地下鉄におけるトイレ改修	都営地下鉄駅のトイレ改修 駅のトイレを利用するすべての人が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、出入口の段差解消やベビーカー・ベビーシートの増設など、清潔感と機能性を備えたトイレに改修（グレードアップ）します。	老朽化している浅草線、三田線、新宿線のトイレについて、出入口の段差解消やベビーカー・ベビーシートの増設、温水洗浄便座やパウダーコーナーの設置、抗菌材の使用などを実施。	交通局
			78	☆	都営バスへの二人乗りベビーカー利用の普及拡大	都営バスでの二人乗りベビーカー利用の普及啓発の実施	都営バス全路線で二人乗りベビーカーを折りたたまずに乗りいただける取扱いを実施していること（諸条件あり）について、様々な方法で普及啓発を行う	交通局
			79	☆	都道のバリアフリー化	高齢者や障害者を含めた全ての人が安心・安全、快適に利用できる歩行空間を確保するため、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、道路のバリアフリー化を推進します。	駅、生活関連施設を結ぶ都道のバリアフリー化 約19km整備 主な駅周辺での特定道路の面的なバリアフリー化 約18km整備	建設局
			80	☆	公園のバリアフリー化	園路の段差解消等、高齢者、障害者、外国人を含むすべての人が使いやすい施設の整備を行うことで、都立公園のバリアフリー化を推進します。	都立公園において、誰もが快適に利用できる公園づくりに向け、公園内の段差の解消、トイレのバリアフリー化や老朽化施設の改修を推進する。 令和５年度：設計、工事	建設局
			81		情報バリアフリーの普及推進	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京２０２０大会のレガシーとして発展させるため、必要な情報をスムーズに入手できる情報バリアフリー環境に向け、利用者の視点に立ったわかりやすい情報提供や普及啓発を行う。	・「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供 ・車椅子利用者対応トイレのバリアフリー情報のオープンデータ化の実施	福祉局（福祉保健局）
			81		心のバリアフリーの理解促進	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京２０２０大会のレガシーとして発展させるため、心のバリアフリーが浸透した共生社会の実現に向け、多くの人の理解に広がり、実践に繋がるよう、効果的な普及啓発を行う。	・心のバリアフリーに係る集中的広報の実施 ・心のバリアフリーサポート企業連携事業の実施 ・心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施 ・障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動	福祉局（福祉保健局）
			82		子育て親子の外出環境整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）	子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	（子供家庭支援区市町村包括補助事業により実施）	福祉局（福祉保健局）
			83	☆	子育て応援スペースの導入拡大	小さな子供連れの方が安心して気兼ねなく電車を利用できるよう、子育て応援スペースを都営地下鉄の全路線へ展開し、導入車両を順次拡大します。	令和６年度末までに累計71編成で運行を予定 (令和６年4月1日時点で53編成運行)	交通局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			84		住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。以下の3つから成り立ちます。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援 東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。	【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】409,983千円 (既存事業) ・改修費補助 ・家賃低廉化補助 ・家賃債務保証料等低廉化補助 ・少額短期保険等保険料補助 ・登録協力補助（登録協力報奨金） (令和5年度からの新規事業) ・東京ささエール住宅貸主応援事業（耐震改修費補助、見守り機器設置費等補助 等） ・東京ささエール住宅居住支援法人等応援事業（サブリース物件を活用した居住支援に係る補助） 【東京都居住支援協議会】17,979千円 ・パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂 ・セミナー開催（2回） ・東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）登録支援 ・区市町村居住支援協議会活動支援補助など	住宅政策本部
3 介護に対する支援								
			ア. 介護への支援					
			85		在宅介護サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス） ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄等日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。	東京都高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）における主なサービスの目標量（見込み） 訪問介護（ホームヘルプサービス） 32,897,196回/年	福祉局（福祉保健局）
			85		在宅介護サービス	訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。	訪問入浴介護 564,718回/年	福祉局（福祉保健局）
			85		在宅介護サービス	訪問看護 看護職員等が家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。	訪問看護 12,801,530回/年	福祉局（福祉保健局）
			85		在宅介護サービス	訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。	訪問リハビリテーション 1,655,502回/年	福祉局（福祉保健局）
			85		在宅介護サービス	通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア） 可能な限り居家で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	通所介護（デイサービス） 1,1743,261回/年 通所リハビリテーション（デイケア） 2,048,676回/年	福祉局（福祉保健局）
			85		在宅介護サービス	短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等又は医療機関等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練を受けます。	短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） 2,205.604日/年	福祉局（福祉保健局）
			86		認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 9ユニット ・継続 34ユニット	福祉局（福祉保健局）
			87		介護保険施設の整備（特別養護老人ホーム）	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 10か所 1,099人 ・継続 15か所 1,783人	福祉局（福祉保健局）
			88		介護保険施設の整備（老人保健施設）	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 0か所 0人 ・継続 0か所 0人	福祉局（福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			イ 介護と仕事の両立が可能な環境づくりの促進					
			89	☆	働きやすい職場環境づくり推進事業	企業での雇用環境整備を促進するため、育児・介護や病気治療と仕事の両立支援や非正規労働者の雇用環境改善等について研修の実施や専門家派遣を通じた助言、企業に対する奨励金の支給等を行います。	実績 研修 35回 1,539人 専門家派遣 延233回 奨励金 474社	産業労働局
			90	☆	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、育児・介護など家庭と仕事の両立支援策を実践している企業に対し「両立支援推進企業マーク」を付与し、専用HPで発信します。また、同HPでは、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、両立支援に向けた総合的な情報提供を行います。合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行います。	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 新規登録数：27件 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営	産業労働局
			91	☆	介護休業取得応援事業	従業員に介護休業を取得させ復帰させた企業への支援を行うことで企業の職場環境整備を推進します。	実績 43件	産業労働局
			92		中小企業従業員融資	中小企業で働く従業員で、妊娠中、子育て期間中、介護休業中又は要介護・要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方に、子育て費用や介護費用、育児・介護休業中の生活費を低利で融資します。	・中央労働金庫及び都内信用組合を通じて実施 ・限度額 100万円以内	産業労働局
			4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止					
			ア. 相談・普及啓発					
			93		労働相談	労働者・使用者双方に対して、ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	労働相談情報センター本所、4事務所 電話相談（随時）、来所相談（予約制）	産業労働局
			94	☆	東京しごとセンター「就職だれでも相談」	東京しごとセンターにおいて、就活ハラスメントに関する相談をはじめ、就職・転職活動のさまざまな疑問についてLINE等で気軽に相談ができる相談窓口を設置します。専任のキャリアカウンセラーが対応します。	・方法 電話相談・LINE相談・オンライン相談 ・求職活動支援セミナー（オンライン配信）の実施 規模：年間6コンテンツ	産業労働局
			イ. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策					
			95		ハラスメント防止連絡会議	各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等からなる連絡会議を設置して、都におけるハラスメント等の防止を図ります。	○会議の開催 年4回 ○令和3年度より、「セクシュアル・ハラスメント防止連絡会議」を発展させ、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントについて、「ハラスメント防止連絡会議」を設置し、各任命権者間の調整、意見交換等を実施。	総務局
			96		セクシュアル・ハラスメント等防止に関する研修	公立学校の1年次（初任者）研修や中堅教諭等資質向上研修、管理職研修（候補者を含みます。）において、セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を実施します。	○都立学校長研修 250名 年1回開催 ○都立学校副校長研修 379名 年1回開催 ○公立学校校長職候補者研修 192名 年1回開催 ○教育管理職候補者研修 538名 年1回開催 ○主任教諭任用前研修 2,052名 年1回開催 ○初任者等研修 700名（都立学校） 年1回開催 ○中堅教諭等資質向上研修Ⅰ及びⅡ 650名（都立学校） 年1回開催	教育庁
			97		ハラスメント防止に関する研修	講師養成研修「人権・同和問題科」都政に携わる全ての職員の人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、ハラスメントに関する研修も行います。	・管理職及び管理職候補者を対象に実施 ・受講予定者約200名	総務局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			97		ハラスメント防止に関する研修	新任研修「新任研修（前期）」 「人権」の科目において、ハラスメントに関する講義の中で男女雇用機会均等法に触れながら、ハラスメントに関する研修を行います。	○新規採用職員を対象に年1回実施 ○受講予定者約1500名	総務局
			97		ハラスメント防止に関する研修	ハラスメント対策研修 ハラスメントの具体的事例を重点的に検討し、困難事例への対処法を学ぶ研修を行います。	○部長級職員を対象に年1回実施 ○受講予定者約35名	総務局
			98	☆	ダイバーシティ時代のハラスメント対策	すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め合うことも含めた、総合的なハラスメント対策を行います。	○新任研修をはじめとした各職層別研修や講習会等の実施、チラシやポスター等の周知等、職員の意識啓発に資する取組を実施 ○令和4年度に更新した既存の啓発資料や、新たに作成したセクシュアル・ハラスメントに関する啓発資料を職員へ周知するほか、研修等で活用していく。	総務局
5 起業等を目指す女性に対する支援								
			ア. 起業家・自営業者への支援					
			99		女性ベンチャー成長促進事業	「女性の起業」の幅が増し、いわゆる「ブチ起業」の規模感のものから、これまでのビジネス経験を活かしてよりダイナミックなビジネスを志す女性起業家が徐々に増加する一方、男性に比べ、都内女性起業家が全国規模やグローバルで活躍している事例が少ない現状を踏まえ、スケールアップを目指す女性起業家向けの短期集中型育成プログラムを実施し、ロールモデルとなるような女性スタートアップの創出を図ります。	・育成講座の実施：8日程度 ・アクセラレーションプログラムの実施：3ヵ月間程度 ・海外派遣：2か国、各10名、1週間程度 ・報告会：1回	産業労働局
			100		創業支援の融資	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資します。	融資により創業を支援 「創業融資（細目メニュー「創業」）」 ・融資限度額 3,500万円 ・資金使途 運転資金・設備資金 など（他にも創業事業者向けメニューあり）	産業労働局
			101	☆	クラウドファンディングを活用した資金調達支援	主婦・学生・高齢者等の様々な層による創業や新製品の開発、ソーシャルビジネス等への挑戦を促進するため、クラウドファンディングを活用した資金調達を支援します。	【R4年度事業終了】 ・クラウドファンディングの利用に伴う手数料の2分の1（上限40万円）を助成 ※特例として、新型コロナウイルス感染症に伴い発生・顕在化した社会的課題の解決に資するソーシャルビジネスを行う者については、手数料の3分の2（上限50万円）を助成	産業労働局
			102		女性・若者・シニア創業サポート事業	都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせ提供します。	・東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会に補助金を交付し、融資原資を信用金庫・信用組合に預託するとともに、地域創業アドバイザーを設置（融資実行は令和6年3月まで） ・融資限度額 1,500万円（運転資金のみは750万円）	産業労働局
			103		創業支援拠点の運営（丸の内・多摩）	創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う「TOKYO創業ステーション」を丸の内、多摩で運営し、起業経験のあるコンシェルジュが初期段階の相談にきめ細かく対応するほか、先輩起業家との交流イベント等を開催します。さらに、事業アイデアの具体化に向けたコンサルティングや法務、税務等の専門相談を実施し、創業を目指す方々のすそ野拡大を図ります。	・交流スペースの提供 ・託児機能設置 ・創業コンシェルジュによる相談対応 ・プランコンサルティング ・TOKYO起業塾 ・創業フンポイントセミナー ・女性起業ゼミ	産業労働局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			104		創業支援施設の提供	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、技術提供などの創業環境の整備を行います。また、青山創業促進センターでは、都が抱える政策課題の解決に結びつく分野や、ベンチャーキャピタリストが投資しにくい分野等で起業に取り組む方々へ、大きく成長してもらう機会と場を提供します。	・施設の運営 インキュベーションオフィス・TAMA（6室） 東京コンテンツインキュベーションセンター（25室） 白鬚西R&Dセンター(14室) 青山創業促進センター（コワーキングスペース設置）	産業労働局
			★	★	女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業	女性の健康課題を解決するための技術（専門家相談／サポート、健康管理／トラッキング、簡易検査キット、医療支援等）に関する新製品の開発・改良、及び普及を行うために必要な経費の一部を助成します。	・助成金採択：6件 ・販路開拓支援	産業労働局
			105	☆	女性経営者等の活躍促進事業	企業経営を志す女性や新たに経営者となった女性は、ロールモデルの少なさなど、男性にはない様々な課題に直面しているため、女性経営者等に必要な知識やノウハウ、ネットワークの獲得に対する支援を行うことで、企業経営における女性の活躍促進を図り、もって、都内産業の活性化に繋がります。また、全国の女性首長と女性駐日大使や女性経営者との意見・情報交換により、女性の活躍推進についての共通認識を形成し、女性が輝く社会の実現を目指していきます。	・NEW CONFERENCEの開催 開催回数：1回/年 ・セミナー等の開催 開催回数：テーマ型5回/年 通年型（基礎）8回/年 通年型（応用）12回/年 ・個別相談の実施 相談者数：延べ50回/年 ・女性首長によるびじょんネットワークの開催 開催回数：1回/年	産業労働局
			106		農業改良特別指導（とうきょう農業女性活躍推進①）	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、普及啓発を図るために、農業改良普及事業の一環として、推進会議及び男女共同参画フォーラムを開催します。	とうきょう農業女性活躍推進会議 1回 東京都農業・男女共同参画フォーラム 1回	産業労働局
			107	☆	意欲的農業者経営発展対策（とうきょう農業女性活躍推進②）	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進めるため、農業改良普及事業の一環として、講座や視察等を実施し、農業経営能力の向上と起業活動の底上げを図ります。	女性農業者活躍推進講座 15回 （うち、先進事例視察研修 3回） 優良先進事例視察研修1回	産業労働局
			108		担い手確保育成及び女性就農支援事業	東京農業の将来の担い手を確保・育成するため、担い手育成に意欲的な都内の先進的農業者を指導農業士として認定し、東京都農林水産振興財団（東京都青年農業者等育成センター）が行う農業技術研修等の講師として農業技術・経営手法等の研修を行います。また、若手女性等の新規参入を促進するため、女性が相談しやすいように女性向けの就農相談窓口を運営します。	指導農業士の認定 6名 優良事例調査 0回 就農コンシェルジュの設置 1名 農業体験研修 13回 農業技術研修 16回 営農力育成研修 2回 農業高校、農業関係の大学・近隣農業大学校等の各種学校の学生等を対象に東京農業をPR 8回	産業労働局
6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援								
			ア. 育児や介護を理由とする離職者に対する再就職支援					
			109		女性しごと応援テラス事業	東京しごとセンターに設置した、出産や育児等で離職した女性など、家庭と両立しながら再就職を目指す女性のための専用窓口「女性しごと応援テラス」において、キャリアカウンセリングから、職業紹介まで、きめ細かなサービスをワンストップで提供します。また、再就職を目指す女性を支援するため、就職活動に関するノウハウや知識の習得、就職に必要な能力の開発等に資する「女性再就職サポートプログラム」や各種セミナー等を実施します。	・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」の運営 ・就職面接会等の実施 10回 ・ミニセミナーの実施 100回 ・啓発セミナーの実施 4回 ・職場見学の実施 10回 ・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 3回 ・女性再就職サポートプログラムの実施 女性再就職サポートプログラム 11回 サポートプログラムフォローアップセミナー 3回 ・女性向け在宅ワークセミナー 3回 ・レディGO！ワクワク塾 3期 ・合同就職面接会 6回 ・利用者向け託児サービスの提供	産業労働局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			110	☆	女性しごと応援テラス事業（多摩）	多摩地域における女性の就業支援の充実を図るため、女性しごと応援テラスの多摩地域の拠点を設置し、キャリアカウンセリングや、就職に必要な能力に開発等に資する支援プログラム、各種セミナーを実施します。	・女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス多摩」の運営 ・ミニセミナーの実施 30回 ・啓発セミナーの実施 1回 ・子育て女性向け再就職支援イベントの実施 1回 ・女性再就職サポートプログラムの実施 女性再就職サポートプログラム 6回 サポートプログラムフォローアップセミナー 3回 ・子育て応援！企業交流会の実施 4回 ・利用者向け託児の提供	産業労働局
			111		多摩地域女性就業支援プログラム事業	身近な地域での就職を望む子育て期の女性が多い多摩地域において、マザーズハローワーク立川等との連携により就業支援を実施し、女性の再就職を支援します。	R4年度事業終了	産業労働局
			112	☆	東京医師アカデミー・復職支援プログラム	育児、介護等で長期離職していた医師を対象に、都立病院の指導ノウハウや豊富な症例数などのスケールメリットを活かして、臨床能力の向上や最新知見等の習得を目的としたオーダーメイド型の復職支援研修を行います。	○研修概要 ・「東京医師アカデミー」を運営する都立病院において、臨床能力の向上及び最新知見の習得のための復職支援プログラムを提供 ○受入病院 ・広尾病院、大久保病院、大塚病院、駒込病院、豊島病院、荏原病院、墨東病院、多摩総合医療センター、多摩北部医療センター、東部地域病院、多摩南部地域病院、神経病院、小児総合医療センター、松沢病院	保健医療局 （旧：病院経営本部）
			113	☆	女性向けデジタル・ビジネススキル習得訓練事業	出産や育児等のために退職するなどした女性に対し、オフィスソフトの基礎的操作のほか、オンライン会議やローコード開発等のデジタルスキル等を付与し、再就職を支援します。 身近なエリアにある通いやすい訓練会場において無料の託児サービスを提供するなど、育児等をしながらでも参加しやすい環境を提供します。	【令和5年度事業終了】 支援内容：①職業訓練の実施 ②訓練期間中の就職支援 ③訓練修了後のフォローアップ 規 模：300人 託児サービス：訓練期間中の無料託児サービスを提供	産業労働局
			114	☆	女性しごと応援キャラバン	女性を対象に、都内各地でキャラバン型の就業相談会を開催するとともに、ひとり親の方など、きめ細やかな支援が必要な方へカウンセリング等の就職支援サービスを実施します。	・地域女性就業相談会 83回 ・シングルマザー専門相談	産業労働局
			115		レディGO！Projectプラス	女性の就業拡大に向けて、仕事と子育ての両立に協力的な企業を集めての合同就職面接会等を実施します。	年6回実施	産業労働局
			116	☆	レディGO！ワクワク塾	出産等を機に離職した女性に対し、働くことのイメージを醸成するための講座と企業への短期のインターンシップを託児付きで実施するなど、女性の再就職を支援します。	令和4年度から女性しごと応援テラス事業へ移管	産業労働局
			117	☆	女性しごとEXPO	女性活躍の推進に向け、従来の女性の「はたらく」のイメージを変え、自身の可能性を発見していただくための総合的なオンラインイベントを開催します。	R4年度事業終了	産業労働局
			★	★	女性しごと応援ナビ	女性活躍の更なる推進に向けて、就職活動や仕事に関する悩みを解消するための「オンラインキャリアカウンセリング」や、様々な「はたらく選択肢」を提示する「おしごと紹介」を通年で実施します。 加えて、従来ののはたらくイメージを変えて、自身の可能性を発見していただくための3日間のオンラインイベント「女性しごとEXPO」を開催し、女性の就業を後押ししていきます。	・オンラインキャリアカウンセリング ・おしごと紹介コンテンツ ・女性しごとEXPO（年1回実施）	産業労働局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			118	☆	女性活躍推進企業等との合同就職面接会	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している企業である「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」や女性活躍推進企業等のうち、特に仕事と家庭の両立に関し、優れた取組を実施している企業と非正規雇用で働く女性等とのマッチングの場として、合同就職面接会を託児付きで開催します。	○開催時期 2月頃（3日間） ○参加予定者数 1,000名程度 ○参加企業数 200社程度	産業労働局
			119		女性向け委託訓練の実施	出産、育児等により退職し、その後再び就職を希望する女性に対して、育児等と両立できるよう、短時間の通所による職業訓練や、自宅で受講可能なオンラインによる職業訓練を実施します。	・女性向け委託訓練 定員970名	産業労働局
			120		病院勤務者勤務環境改善事業	出産や育児といった女性特有のライフイベント等により職場を離れた女性医師等の復職を支援する研修等の取組を行う病院に対して補助を実施します。	病院勤務者勤務環境改善事業 相談窓口の設置 8病院 復職研修及び就労環境改善事業 35病院 ※30年度から対象を看護師にも拡大 ※30年度から事業名改称	保健医療局 （福祉保健局）
			121	☆	保育支援つき施設内訓練	職業能力開発センターに入校する育児中の人に対して、保育施設の提供を支援することにより、育児等による離職からの再就職を支援します。	保育支援枠 12人	産業労働局
			122	☆	テレワークを活用した女性の雇用拡大事業	テレワーク等の柔軟な働き方を希望し、子育てと仕事の両立を図る女性を対象として、テレワーク可能な企業等を集めた合同就職面接会等による支援を行います。	・合同就職面接会 50社	産業労働局
7 生涯を通じた男女の健康支援								
			ア. 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援					
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	周産期母子医療センターの運営 29施設、 母体救命対応の総合周産期母子医療センターの運営 6施設、 搬送コーディネーターの配置、 周産期連携病院NICU運営費補助 3施設、 災害時小児周産期医療体制推進部会 1回 災害時小児周産期医療体制研修 2回	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	周産期医療施設等の整備 施設整備 1施設 設備整備等 22施設	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	周産期連携病院等の整備 施設整備 2施設 設備整備 7施設	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	周産期医療ネットワークグループの構築	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	周産期医療協議会の開催 9回（協議会2回、部会3回、連絡会4回）	保健医療局 （福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	小児等在宅移行研修	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	在宅移行支援病床運営事業18施設	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	在宅移行支援病床の整備 施設整備 0施設 設備整備 3施設	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	在宅療養児一時受入支援事業 23施設	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	多摩新生児連携病院 2施設	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	周産期連携病院（休日・全夜間診療事業）11施設	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	産科医等確保支援事業	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	産科医等育成支援事業	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	新生児医療担当医確保支援事業	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	新生児救命研修	保健医療局 （福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	産科救急対応向上事業	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	その他（周産期医療情報ネットワーク、周産期医療関係者研修、周産期医療調査事業等）	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	NICU等入院児の在宅移行支援事業	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	新生児医療担当医育成支援事業	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	助産所設備整備費補助 設備整備 15施設	保健医療局 （福祉保健局）
			123		周産期母子医療体制の整備	診療体制の整備された分娩環境や低出生体重児等に対する最善の対応など、充実した周産期医療に対する需要の増加に応えるため、地域において妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備します。	助産所と嘱託医療機関等の連携支援	保健医療局 （福祉保健局）
			124		小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急運営に対する補助、休日及び夜間における小児の二次救急医療体制の確保、重篤、重症の小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を行う「東京都こども救命センター」の運営など、初期から三次までの小児救急医療体制を構築します。	小児初期救急運営費補助 平日夜間診療 41地区	保健医療局 （福祉保健局）
			124		小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急運営に対する補助、休日及び夜間における小児の二次救急医療体制の確保、重篤、重症の小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を行う「東京都こども救命センター」の運営など、初期から三次までの小児救急医療体制を構築します。	小児初期救急医療施設等整備 施設整備 0施設 設備整備 0施設	保健医療局 （福祉保健局）
			124		小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急運営に対する補助、休日及び夜間における小児の二次救急医療体制の確保、重篤、重症の小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を行う「東京都こども救命センター」の運営など、初期から三次までの小児救急医療体制を構築します。	休日・全夜間診療（小児） 全都54施設 79床／日（うちトリアージナース配置 4施設）	保健医療局 （福祉保健局）
			124		小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急運営に対する補助、休日及び夜間における小児の二次救急医療体制の確保、重篤、重症の小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を行う「東京都こども救命センター」の運営など、初期から三次までの小児救急医療体制を構築します。	休日・全夜間参画医療機関施設整備費等補助（小児） 設備整備 2施設	保健医療局 （福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			124		小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急運営に対する補助、休日及び夜間における小児の二次救急医療体制の確保、重篤、重症の小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を行う「東京都こども救命センター」の運営など、初期から三次までの小児救急医療体制を構築します。	こども救命センターの運営 4施設	保健医療局（福祉保健局）
			124		小児救急医療体制の整備	区市町村が実施する小児初期救急運営に対する補助、休日及び夜間における小児の二次救急医療体制の確保、重篤、重症の小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を行う「東京都こども救命センター」の運営など、初期から三次までの小児救急医療体制を構築します。	小児医療協議会（協議会1回、連絡会0回、講演会0回、地域連携会議7地区）	保健医療局（福祉保健局）
			125		母子保健医療に関する相談事業 ・ 情報提供事業	電話相談「子供の健康相談室」（小児救急相談） 子供の健康に関する様々な不安や悩みを身近なところで解消し、小児救急医療の初期段階での安心の確保のため、区市町村保健センター等が閉庁する平日夜間・休日に、子供の健康や救急に関して、看護師や保健師等、また、必要に応じて小児科医師が専門的な立場から電話での相談に応じます。	相談日時：月曜日から金曜日 午後6時から翌朝8時まで 土日・祝日・年末年始 午前8時から翌朝8時まで	福祉局（福祉保健局）
			125		母子保健医療に関する相談事業 ・ 情報提供事業	赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談 SIDS(乳幼児突然死症候群)をはじめ、病気、事故、流産、死産等で子供を亡くした家族等の精神的支援を行うため、保健師及び体験者が相談に応じます。	相談日時：毎週金曜日（休日及び年末年始は除く） 午前10時から午後4時まで	福祉局（福祉保健局）
			125		母子保健医療に関する相談事業 ・ 情報提供事業	TOKYO子育て情報サービス 妊娠、子育て及び子供の事故防止等に関する情報をインターネットにより提供します。	子育てベビーガイド 101項目 子供の事故防止・応急手当ガイド 100項目 東京都からのお知らせ 21項目	福祉局（福祉保健局）
			125		母子保健医療に関する相談事業 ・ 情報提供事業	東京都こども医療ガイド インターネットを通じて、子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識などの医療情報や子育ての情報などを分かりやすく提供します。	インターネットによる情報提供	保健医療局（福祉保健局）
			126		医療費の助成等	妊娠高血圧症候群等医療費の助成 妊産婦の死亡原因となるとともに、出生児に対する影響も著しい妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦が早期に適切な医療を受けることを容易にするため、必要な医療費の助成を行います。	延べ 10件（区部、保健所政令市を除く）	福祉局（福祉保健局）
			126		医療費の助成等	入院助産 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	認定者数 296人	福祉局（福祉保健局）
			127		不妊治療費の助成	【先進医療費への助成】 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施される『先進医療』について、費用の一部を助成します。 【経過措置等】 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精に要する費用の助成を行います。 【卵子凍結】 社会的適応により凍結した卵子を用いて生殖補助医療を行った方に対し、治療にかかる費用の一部を助成する。	先進医療： 12,520件 経過措置等： 1,222件	福祉局（福祉保健局）
			128		不妊検査等助成	不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成します。	助成件数 9,278件	福祉局（福祉保健局）
			129	☆	不育症検査助成	妊娠はするものの、2回以上の流産や死産などを繰り返し、結果的に子供を持てないとされるいわゆる不育症について、リスク因子を特定し、適切な治療及び出産につなげるため、検査に係る費用の一部を助成します。	助成件数 1,011件	福祉局（福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			イ. 各年代に応じた心と体の健康支援及び性教育					
			130		性と健康の相談センター事業	女性の心身の健康に関する相談指導や不妊や不育に関する相談を行うとともに、相談・指導に従事する者の養成・資質向上のための講習会や研修を行います。また、妊娠等に関する正確な知識が広まるように普及啓発を行います。	女性のための健康ホットライン 通年 不妊・不育ホットライン 通年 相談指導（相談指導員養成） 通年 不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発 通年 妊娠相談ほっとライン 通年 特定妊婦に対する産科受診等支援 通年 妊産婦に対するオンライン相談 通年	福祉局（福祉保健局）
			131		女性専用外来の設置	女性特有の身体症状（疾患）やストレスなどによる心身の変調などを対象に、女性医師が「女性の心身を総合的に診察する。」専門外来を実施します。	原則として電話による予約制で、一人あたりの診療時間は30分程度（5か所） ・大久保病院（月1回） ・大塚病院（週3回） ・墨東病院（週1回） ・多摩総合医療センター（月2回）※新型コロナウイルス感染症の影響で休止 ・多摩南部地域病院（準備中）	保健医療局（旧：病院経営本部）
			132	☆	女性医療の充実	様々な診療科及び多職種による連携の下、思春期から妊娠の前段階、妊娠、出産、子育て／仕事、更年期、老年期と女性のライフステージに応じた医療及び支援を切れ目なく提供します。	○大久保病院において、女性の思春期から高齢期まで、ライフステージに応じた切れ目のない医療を提供する女性医療センターを開設 ○大塚病院において、女性生涯医療外来を運営 ○多摩メディカル・キャンパス整備基本計画を踏まえ、レディースエリアの設置に向けて具体的に検討	保健医療局（旧：病院経営本部）
			133	☆	女性の健康等に関する普及啓発	都立病院の医療スタッフが、自治体の健康づくり部門や保健所、民間と連携し、女性に関する医療や健康づくり情報の普及啓発及び情報発信を行います。	○大塚病院において、女性に関する医療・健康に関する情報を発信	保健医療局（旧：病院経営本部）
			134	☆	女性アスリートへの支援（普及啓発冊子の作成）	女性アスリート特有の健康上の課題と対応等を記載した冊子を作成し、都内競技団体等を通じてジュニア層や指導者等に普及啓発します。	都が実施する競技力向上事業を活用し、参加者である女性アスリートに冊子等を用いて普及啓発を促進	生活文化スポーツ局
			135		生活習慣改善推進事業	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。	＜ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の運営＞ ・都内区市町村等が作成するマップの追加・更新 ・サイトの活用促進に向けた普及啓発 ＜地域における食生活改善普及事業＞ ・内容を充実させた啓発冊子「野菜、あと一皿！」を活用し、働く世代を対象とした小売販売店等での野菜摂取量増加の啓発を行う。 ＜気軽に実践！健康づくり応援ガイド（旧：withコロナ時代の健康づくりガイド）の推進＞ ・令和4年3月に開設した特設サイト「気軽に実践！健康づくり応援ガイド（旧：withコロナ時代の健康づくりガイド）」について、コンテンツを拡充するとともに、サイトの一層の活用を促すことで、都民の健康づくりを支援する。	保健医療局（福祉保健局）
			136		「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健康。』ウォーキングマップ」（以下「マップ」という。）を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施	保健医療局（福祉保健局）
			137		地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。	医療保健政策区市町村包括補助事業で実施	保健医療局（福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			138		女性のがん対策強化事業	女性特有のがん（子宮頸がん及び乳がん）について、検診の重要性を訴え、がんの予防と早期発見につなげるため、広く普及啓発を行います。	（１）乳がん ・母の日・乳がん月間キャンペーン、都庁舎ライトアップ ・女性の健康を支援するポータルサイト「TOKYO＃女子けんこう部」やSNSを活用した普及啓発 ・女性の健康週間キャンペーン （２）子宮頸がん ・女性の健康を支援するポータルサイト「TOKYO＃女子けんこう部」やSNSを活用した普及啓発 ・女性の健康週間キャンペーン ・都庁舎ライトアップ	保健医療局（福祉保健局）
			139	☆	東京ユースヘルスクエア推進事業	中高生等の性に関することを含む思春期特有の健康上の悩みについて、相談窓口を運営し、利便性向上や機能の充実を図ることで、より多くの人が活用できる場に整備するとともに、妊娠適齢期や婦人科疾患に関する健康教育、普及啓発、相談支援を実施する区市町村を支援する。 また、妊娠を考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発や検査への支援等を実施する。	・相談窓口（とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ））の設置 電話相談：毎週水曜日：午後3時から午後8時まで 毎週日曜日：午前9時から午後2時まで （元日は除く） 対面相談：令和5年4月から同年10月までは月2回、全12回実施 令和5年11月から 区部に固定の相談会場を設置し、週3日実施。多摩地域は同年11月、令和6年1月及び3月に2回ずつ実施予定。 メール相談：メールは随時受付、回答時間は下記のとおり 毎週水曜日：午後3時から午後8時まで 毎週日曜日：午前9時から午後2時まで （元日は除く） ・将来の妊娠に向けた健康管理のきっかけとなるよう、動画等による普及啓発の更なる強化に加え、妊娠・出産に関する講座の開催や、検査の費用助成を実施。 ・思春期から更年期に至るまでの期間の母性保健の向上を図るとともに、同期間の各ライフステージに応じた健康教育を推進するため、こうした取組を行う区市町村に対して補助を実施。	福祉局（福祉保健局）
			140	☆	都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談等への支援	生徒が生涯を通じて自らの健康を支える環境を管理し、改善していくための資質・能力の育成を目指し、産婦人科医と連携した公開授業等を実施するとともに、性に関する悩み等を相談できる窓口を新設するなど、希望する都立高校生等に対し、適切な支援を実施します。	医師等の専門家と連携した補助資料の作成、医師等の専門家を講師とした教員向け講習会・教員の外部研修会への参加、指定校を活用した産婦人科医による専門的授業の公開（6校） 産婦人科医を学校医として任用し、ヘルスクエアに関する専門的な相談等を対面・オンラインで実施(15校) 福祉保健局と連携し、相談しやすい環境整備や学校での周知	教育庁
			141		自殺総合対策東京会議	東京の自殺の現状把握や、東京都自殺総合対策計画に基づく施策の評価・検証、計画改定に向けた準備を行うなど、関係機関と連携した総合的な自殺対策を推進します。また、区市町村において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう地域自殺対策推進センターを設置し、区市町村への支援体制を強化します。	自殺総合対策東京会議 1回/年 計画評価・策定部会 1回/年 重点施策部会 1回/年	保健医療局（福祉保健局）
			142		自殺問題に関する普及啓発	自殺問題への認識や社会的取組の必要性について、広く都民の理解を促進するため、9月と3月を自殺対策強化月間に位置付け、様々な取組を実施します。	自殺防止！東京キャンペーン 2回/年	保健医療局（福祉保健局）
			143		「ゲートキーパー」の養成	地域や職場などで、相手の心身不調のサインに気付き、専門機関による相談等へとつなぎ、協働して取り組む役割を担う人材である「ゲートキーパー」の養成を支援します。	・関係機関等からの依頼を受けた場合に、講師派遣を行う「出前研修」を実施	保健医療局（福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			144		「こころといのちの相談・支援東京ネットワーク」の構築	自殺の背景にある複合的な問題に対応するため、保健医療、労働、法律分野の相談機関や民間関係団体等の構成による重層的な相談・支援のネットワークを構築します。また、遺族への適切な情報提供など、遺族を支援する取組を進めます。	63機関 ・相談窓口一覧リーフレットの配布 ・遺族支援リーフレットの配布 ・離職者等向けリーフレットの配布 <自死遺族向けの相談窓口の設置（令和5年度新規）> <大学等の自殺対策に資する動画コンテンツの作成（令和5年度新規）> <都ホームページ「ここナビ」におけるAIチャットボットの活用（令和5年度新規）>	保健医療局（福祉保健局）
			145		夜間こころの電話相談事業	通常の相談機関が開設していない時間帯（17時から22時）において相談を受け付け、うつ病等の病状悪化や自殺防止を図ります。	準夜間帯における電話相談	福祉局（福祉保健局）
			146		東京都自殺相談ダイヤル〜こころといのちのほっとライン〜	自殺相談専用の相談電話窓口を設置し、つらい悩みを抱える方の相談に応じるとともに、適切な相談機関につなげることで自殺防止を図ります。	365日（受付は正午から翌朝午前5時半まで） <電話相談システムの刷新（令和5年度新規）>	保健医療局（福祉保健局）
			147		地域自殺対策強化事業	地域の実情を踏まえた効果的な自殺対策事業に補助を行います。	区市町村及び民間団体が実施する自殺対策事業への補助	保健医療局（福祉保健局）
			148	☆	S N S 自殺相談	若年層に対する自殺対策を強化するため、S N Sを活用した自殺相談を実施します。	365日（午後3時から午後10時半まで）	保健医療局（福祉保健局）
			149		学校における性教育の実施	各学校が、「性教育の手引」等を活用するなど、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として、人間尊重の精神に基づいた性教育を適切に行うよう支援します。	改訂した「性教育の手引」の活用、性教育の授業30校の実施、体育健康教育担当指導主事連絡協議会等で周知	教育庁
			150		性感染症対策・エイズ対策	性感染症検査 保健所、東京都新宿東口検査・相談室、多摩地域検査・相談室で実施しているHIV検査に併せて、希望者に対して性感染症の検査を行います。検査時にカウンセリングを行い、陽性者に対しては治療を勧めます。	性感染症検査 23,484件	保健医療局（福祉保健局）
			150		性感染症対策・エイズ対策	性感染症普及啓発活動パンフレットの作成や啓発イベントの開催を通じて、性感染症の正しい知識の普及啓発を図ります。	○「STI 性感染症ってどんな病気？」の配布 ○梅毒対策 ・ポスター・リーフレットの作成・配布	保健医療局（福祉保健局）
			150		性感染症対策・エイズ対策	HIV／エイズ相談検診体制 HIV／エイズは早期発見、早期治療が重要であるため、保健所等において無料・匿名でHIV検査を実施します。東京都新宿東口検査・相談室等では土曜・日曜・平日夜間にHIV検査を実施しています。また、検診・相談を通じてHIV／エイズに関する偏見のない社会づくりを目指します。	HIV／エイズ相談・検診体制 ・新宿東口検査・相談室 平日夜間、土曜・日曜 ・都保健所 週1回 3か所 ・多摩地域検査・相談室 土曜 ※特別区保健所、八王子市保健所、町田市保健所においても、月1回〜4回程度、無料・匿名でHIV検査及び相談を実施	保健医療局（福祉保健局）
			151		エイズ啓発拠点事業の充実・強化	繁華街等集まる若者をターゲットにエイズ啓発拠点（ふぉー・てぃー）事業を実施するとともに、繁華街での広報活動による情報発信を実施するなど、さらに効果的な予防啓発を図ります。	都内の青少年施設や大学等での啓発活動、インターネットや雑誌広告等の実施	保健医療局（福祉保健局）
			152		エイズ対策普及啓発活動の強化	若年層に対する普及啓発として、同年代の仲間同士（＝ピア）が一緒にエイズのことを考えながら、エイズ予防や感染者への偏見・差別をなくすための活動を、地域の教育機関等と連携しながら、保健所（多摩地域）・住民とともに活動する保健師の会（23区）が実施します。	・ピアエドューケーター養成 16人 ・ピアエドューケーターの派遣 5回（対象者数 491人）	保健医療局（福祉保健局）
			★	★	ユースヘルスケア普及啓発事業	思春期に知っておきたい健康管理情報を若者目線で発信するホームページを構築し、ユースヘルスケアの普及啓発を推進します。	・ベータ版の公開、ユーザーテストの実施 ・正式版の公開 ・子供からの意見募集	子供政策連携室

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
第2章 男女平等参画に向けたマインドチェンジ								
	1 生活と仕事における意識改革							
	(1)「働く」の意識改革							
	ア. 働く場の意識改革							
		153	☆	経済団体等との連携による女性活躍の推進	関係団体と連携し、大企業の女性役員比率30%を目指すムーブメントの醸成に向けた取組を行います。	STEM分野の企業等と連携した、女子中高生向けオフィスツアーの実施	生活文化スポーツ局	
		154	☆	ライフ・ワーク・バランス推進事業	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表するとともに、認定企業も含む先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催します。	認定企業 13社程度 ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	産業労働局	
		★	★	エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業	都内中小企業等の職場環境の改善や人材育成、結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃金の引き上げなどの従業員のエンゲージメント向上に向けた取組を支援します。	(1) エンゲージメント向上に向けた専門家派遣 社内における課題の把握と制度整備に向けた具体的な助言を行うため、人事労務管理等に係る知見を有する専門家を派遣する。(1社あたり2回) 【対象】都内中小企業等 【実績】2,121社 (2) 魅力ある職場づくり推進奨励金 専門家の派遣を受けて従業員のエンゲージメント向上や結婚から子育てまでのライフステージの支援、賃上げに取り組む企業に対して奨励金を支給する。 【対象】都内中小企業等 【実績】246社 【奨励金】最大130万円	産業労働局	
		155	☆	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、育児・介護など家庭と仕事の両立支援策を実践している企業に対し「両立支援推進企業マーク」を付与し、専用HPで発信します。また、同HPでは、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、両立支援に向けた総合的な情報提供を行います。合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行います。	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 新規登録数：27件 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営	産業労働局	
		156		働く女性への支援	ライフ・ワーク・バランスの実現や女性活躍推進に向けて、男女ともに固定的な性別役割分担意識や性差による偏見・無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれないための意識変革や働く女性の悩みや不安を解消するセミナー等を実施します。	女性のためのキャリアアップ(開催回数：1回)、メンタルヘルス(開催回数：1回)の開催(オンライン実施)	生活文化スポーツ局	
		157	☆	男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジプロジェクト	子育て中の夫婦、企業経営者・マネジメント層、若者から親世代まであらゆる都民を対象に、Web サイト「TEAM 家事・育児」をはじめ、多様な媒体を活用し、普及啓発のメッセージを発信。男性の家事・育児参画に向け社会全体のマインドチェンジを促します。	・サイトコンテンツの追加・更新 ・Web媒体等を活用したコンテンツの周知	生活文化スポーツ局	
		158	☆	男性の家事・育児参画状況実態調査	男性の家事・育児参画の実態を把握し、今後の施策の参考とするため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施(隔年実施)	生活文化スポーツ局	
		159		女性の活躍推進シンポジウム等	知事自らが発信する場としてのシンポジウム等を開催し、女性の活躍推進の普及啓発を進めます。	女性が輝くTOKYO懇話会1回	生活文化スポーツ局	

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			160		東京都女性活躍推進大賞の贈呈	女性活躍の推進に向け先進的な取組を進める企業や団体、個人を表彰し、その取組内容を広く普及させていきます。	・東京都女性活躍推進大賞の実施（贈呈式も開催） ・受賞者の取組を広く発信 ・都事業における受賞者との連携	生活文化スポーツ局
			★	★	働く女性のウェルネス向上事業	“女性特有の健康課題と仕事の両立”をテーマに、企業及び従業員に対してアンケートによる情報収集を行います。また、企業における取組の好事例（生理休暇を取りやすい職場環境づくりやフェムテックの活用事例など）を特設サイト等で発信します。	（１）情報収集（アンケートの実施） ・アンケートサイトを活用し、オンラインで調査を行う。 （２）発信・普及 ・特設サイト等で発信 ・ライフ・ワーク・バランスE X P Oや労働セミナーなどでも調査の結果を活用	産業労働局
			イ キャリア形成意識の醸成					
			161	☆	民間企業と連携した交流イベントの開催（キャリア・メンター制度の拡充）	キャリア・メンター制度は職員のキャリア形成支援及び今後の昇任に向けた職員個別の不安払拭を図ることを目的としており、各局の管理職等から選任されたキャリア・メンターが、職員（メンティー）からの相談に対応します。 こうした個別相談等に加えて、女性活躍推進に積極的に取り組む民間企業と連携した交流イベントの開催等、新規利用者の開拓及び利用満足度の向上に向けた取組を展開します。	○平成30年度から一部対象局において2年間の試行を実施し、令和2年度から全庁展開 ○個別相談に加え、専用SNSの活用、座談会イベント「トーク・カフェ」の開催、キャリア形成支援研修との連携等を実施 ○職員のロールモデルとしてより多様なキャリアプランを提案するため、令和3年度には技術系職種、令和4年度には行政専門職、令和5年度には専門職種のメンターをそれぞれ新たに選任 ○令和4年度から、これまでの取組を継続しつつ、女性活躍推進に積極的に取り組む民間企業と連携した交流イベントの開催等、新規利用者の開拓及び利用満足度の向上に向けた取組を展開	総務局
			162		講義用教材の普及によるキャリアデザイン意識の醸成	大学等における講義での活用を前提にした教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及により、就職前後の若者のキャリアデザイン意識醸成を図ります。	【令和5年度事業終了】 「キャリアデザインコンテンツ」の普及	生活文化スポーツ局
			163	☆	キャリアデザインのためのeラーニングコンテンツ提供	スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザインについて知るサイト「W I L Lキャリアリッジ」を通じ、高校生や大学生等がキャリアデザインについて考えるきっかけとなる情報を発信します。	【令和5年度事業終了】 ・サイトコンテンツの追加・更新 ・Web媒体等を活用したコンテンツの周知	生活文化スポーツ局
			164		TOKYOライフ・ワーク・バランスの運営	都、国、区市町村、民間団体の支援情報等、ライフ・ワーク・バランスに関する情報を総合的にわかりやすく紹介します。	【令和5年度事業終了】 ・Webサイト「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、情報を発信	生活文化スポーツ局
			165		子供が生まれる前の夫婦に向けたライフ・ワーク・バランスの普及啓発	子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布（みらい手帳 14万部）	生活文化スポーツ局
			★	★	企業における女性管理職等の活躍促進事業	企業における女性管理職等の活躍を推進するため、具体的な方策に係る有識者会議を設置するとともに、気運醸成を図るイベントや普及啓発等を実施します。	有識者会議の実施（6回） 気運醸成イベントの実施（1回）	産業労働局
			166	☆	女性従業員のキャリアアップ応援事業	企業における女性の活躍、女性リーダーの創出を一層促進していくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援、女性従業員のスキル取得支援及びキャリアアップに向けた意識づけ、会社全体の意識改革などを目的としたセミナー・研修・講座などを実施します。	キャリアアップに向けた意識づけ研修 1,043人 ネットワーク形成のための交流会 74人 働く女性のキャリアステップ応援塾 473人 女性管理職のスキルアップ講座 56人 働く女性のキャリア形成に向けた講演会 205人	産業労働局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			★	★	女性しごと応援ナビ	女性活躍の更なる推進に向けて、就職活動や仕事に関する悩みを解消するための「オンラインキャリアカウンセリング」や、様々な「はたらく選択肢」を提示する「おしごと紹介」を通年で実施します。 加えて、従来のはたらくイメージを変えて、自身の可能性を発見していただくための3日間のオンラインイベント「女性しごとEXPO」を開催し、女性の就業を後押ししていきます。	・オンラインキャリアカウンセリング ・おしごと紹介コンテンツ ・女性しごとEXPO（年1回実施）	産業労働局
			★	★	女性向けキャリアチェンジ支援事業	非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジを促すため、eラーニングやキャリアカウンセリング等を実施し、能力開発や就職活動を支援します。	・支援規模 543人 ・受講形式 eラーニング等（メンターによる受講中のフォロー） ・就職支援 受講中のキャリアカウンセリング等 ・その他 コミュニティサイトによる再就職に向けた受講者間の情報交換を支援	産業労働局
			(2)男性の家事・育児参画に向けた意識改革					
			ア. 男性の主体的な家事・育児参画に向けた意識改革					
			167		男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには、女性も男性も家事・育児分担や育休取得等についての意識改革が重要なことから、夫婦が共に参加できるセミナー等を開催し、都民への意識啓発を図ります。	男性参画のためのセミナー（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	生活文化スポーツ局
			168		TOKYOライフ・ワーク・バランスの運営	都、国、区市町村、民間団体の支援情報等、ライフ・ワーク・バランスに関する情報を総合的にわかりやすく紹介します。	【令和5年度事業終了】 ・Webサイト「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、情報を発信	生活文化スポーツ局
			169		子供が生まれる前の夫婦に向けたライフ・ワーク・バランスの普及啓発	子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。	・子供が生まれる前から、夫婦がともにライフ・ワーク・バランスを考えるための啓発資料の作成・配布（みらい手帳 14万部）	生活文化スポーツ局
			169		子供が生まれる前の夫婦に向けたライフ・ワーク・バランスの普及啓発	子供が生まれる前からライフ・ワーク・バランスの意義を認識し、暮らし方や働き方を夫婦ともに考えるための啓発冊子の作成、配布による普及啓発を推進します。	男性参画のためのセミナー（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	生活文化スポーツ局
			イ. 男性を後押しする社会全体の気運醸成					
			★	★	LINEスタンプを活用した男性の家事・育児参画の促進	家事・育児のお願いや感謝を表すLINEスタンプを作成し、夫婦・家族間の円滑なコミュニケーションを促進します	・男性の家事育児参画を促すLINEスタンプを作成・配信 ・スタンプの内容を都民募集	生活文化スポーツ局
			170	☆	多様な主体と連携した意識改革	プロスポーツチーム等多様な主体と連携し、幅広い世代の都民に対し広く情報を発信することで、男女平等参画に向けた意識改革を働きかけます。	試合会場での動画放映、グッズ配布、イベント実施、冠試合の実施など	生活文化スポーツ局
			171	☆	「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」への取組み	無意識の思い込みに対する認知や関心を高めるため、教育機関との連携などにより大人と子供の両面から意識啓発を図ります。	・子供を対象とした職業・社会体験施設と連携した普及啓発イベント ・動画放映・PR、グッズ作成、教員向けサブテキスト作成 ・教育機関等と連携し、都立高校生を対象とした実態調査の実施 ・都庁管理職向け研修の実施	生活文化スポーツ局
			172	☆	男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジプロジェクト	子育て中の夫婦、企業経営者・マネジメント層、若者から親世代まであらゆる都民を対象に、Web サイト「TEAM 家事・育児」をはじめ、多様な媒体を活用し、普及啓発のメッセージを発信。男性の家事・育児参画に向け社会全体のマインドチェンジを促します。	・サイトコンテンツの追加・更新 ・Web媒体等を活用したコンテンツの周知	生活文化スポーツ局
			173	☆	男性の家事・育児参画状況実態調査	男性の家事・育児参画の実態を把握し、今後の施策の参考とするため、男性の家事・育児参画の実態調査を実施します。	男性の家事・育児参画状況実態調査の実施（隔年実施）	生活文化スポーツ局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

		事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
		174	☆	ライフ・ワーク・バランス推進事業	ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定し、ロールモデルとして広く公表するとともに、認定企業も含む先進企業の取組内容や効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催します。	認定企業 13社程度 ライフ・ワーク・バランスEXPO 年1回	産業労働局
		175	☆	家庭と仕事の両立支援推進事業	家庭と仕事の両立推進に向けて、育児・介護など家庭と仕事の両立支援策を実践している企業に対し「両立支援推進企業マーク」を付与し、専用HPで発信します。また、同HPでは、法定以上の両立支援策等を実践している企業を広く紹介するとともに、両立支援に向けた総合的な情報提供を行います。合わせて、介護と仕事の両立について、シンポジウムの開催による意識啓発を行います。	家庭と仕事の両立支援推進企業の登録 年間300社 新規登録数：27件 介護と仕事の両立推進シンポジウムの開催 年1回 家庭と仕事の両立支援ポータルサイトの運営	産業労働局
		176	☆	働くパパママ育業応援事業	従業員の育業を奨励する企業に助成金を支給し、育業のしやすい環境整備を促進します。	働くママコース 規模 400件 金額 1,250千円 交付決定件数：480件 働くパパコース 規模 750件 金額 250千円～3,200千円 交付決定件数：750件	産業労働局
		177	☆	男性育業促進に向けた普及啓発事業	著名経営者によるインタビュー動画やオンラインセミナーなどによる意識啓発キャンペーンを展開し、経営者や管理職の理解を促進するとともに、男性の育業を積極的に推進している企業等に対し、登録マークを付与し、企業事例等をウェブサイト上でPR・発信します。また、男性育業促進に関する講演会や事例紹介を行う男性育業フォーラムを開催する。	○登録制度 対象：都内で事業を営んでいる企業、社団法人、財団法人 内容：男性育休取得率100%達成企業に対し、登録マークを付与 ○オンラインセミナー 経営者／管理職層及び従業員向けセミナー（計4回）を開催（後日オンデマンド配信予定） ○啓発動画 形態：PR動画（男性育業促進に伴うメリット）／インタビュー動画（男性育業促進の企業事例）等 ○普及啓発 形態：新聞広告（「TOKYOパパ育業促進企業」登録制度の周知等）、グッズの作成、男性育業フォーラムの開催等 ○広報活動 形態：チラシ配布、Webサイト配信等	産業労働局
		★	★	育業中スキルアップ支援事業	育業中の従業員のスキルアップに係る経費の一部を助成することにより、育業を後押しします。	・都内企業 6社 ・助成率：3分の2（大企業は2分の1） ※補助上限：100万円	産業労働局
		★	★	育業によるパワーアップ応援事業	女性従業員に、合計6か月以上1年未満の育業（産後休業含む）をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、夫婦双方の育業計画書（パートナーは合計30日以上）を作成した企業に対して、定額助成を行います。また、計画書策定にあたり、企業に対する専門家派遣も行います。	パパと協力！ママコース 規模：200件 金額：1,000千円 専門家派遣：600回 交付決定件数：78件	産業労働局
		★	★	男性育業もっと応援事業奨励金	複数の男性育業を奨励するため、継続的に育業しやすい法定上の環境整備を複数実施するとともに、男性従業員に合計30日以上をさせ、原職等に職場復帰させた場合に、育業期間に応じて定額助成を行います。	もっとパパコース 規模：300件 金額：800～1,700千円 交付決定件数：67件	産業労働局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

		事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
		(3)男女平等参画に向けた意識改革					
		ア. 情報の発信と普及啓発					
		178	☆	多様な主体と連携した意識改革	プロスポーツチーム等多様な主体と連携し、幅広い世代の都民に対し広く情報を発信することで、男女平等参画に向けた意識改革を働きかけます。	試合会場での動画放映、グッズ配布、イベント実施、冠試合の実施など	生活文化スポーツ局
		179	☆	「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付かせる取組み	無意識の思い込みに対する認知や関心を高めるため、教育機関との連携などにより大人と子供の両面から意識啓発を図ります。	・子供を対象とした職業・社会体験施設と連携した普及啓発イベント ・動画放映・PR、グッズ作成、教員向けサブテキスト作成 ・教育機関等と連携し、都立高校生を対象とした実態調査の実施 ・都庁管理職向け研修の実施	生活文化スポーツ局
		180	☆	経済団体等との連携による女性活躍の推進	関係団体と連携し、大企業の女性役員比率30%を目指すムーブメントの醸成に向けた取組を行います。	STEM分野の企業等と連携した、女子中高生向けオフィスツアーの実施	生活文化スポーツ局
		181	☆	区市町村への支援	区市町村支援の一環として、区市町村と連携し、住民向けの普及啓発を行う。	区市町村向け出前講座（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	生活文化スポーツ局
		182		女性の活躍推進シンポジウム等	知事自らが発信する場としてのシンポジウム等を開催し、女性の活躍推進の普及啓発を進めます。	【令和5年度事業終了】 女性が輝くTOKYO懇話会1回	生活文化スポーツ局
		183		東京都女性活躍推進大賞の贈呈	女性活躍の推進に向け先進的な取組を進める企業や団体、個人を表彰し、その取組内容を広く普及させていきます。	・東京都女性活躍推進大賞の実施（贈呈式も開催） ・受賞者の取組を広く発信 ・都事業における受賞者との連携	生活文化スポーツ局
		184		働く女性への支援	ライフ・ワーク・バランスの実現や女性活躍推進に向けて、男女ともに固定的な性別役割分担意識や性差による偏見・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれないための意識変革や働く女性の悩みや不安を解消するセミナー等を実施します。	女性のためのキャリアアップ（開催回数：1回）メンタルヘルス（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	生活文化スポーツ局
		185	☆	女性の悩み相談サイト「TOKYOメンターカフェ」	悩みや不安を抱える女性が、仕事や子育て等の経験を持つ助言者「都民メンター」に気軽に相談できる場をインターネット上で提供します。	・24時間365日（保守点検による停止を除く）相談を受け付け ・相談には都民メンターが回答	生活文化スポーツ局
		186		男性の家事・育児への参画	ライフ・ワーク・バランスの実現のためには、女性も男性も家事・育児分担や育休取得等についての意識改革が重要なことから、夫婦が共に参加できるセミナー等を開催し、都民への意識啓発を図ります。	男性参画のためのセミナー（開催回数：1回）の開催（オンライン実施）	生活文化スポーツ局
		187	☆	男性の家事・育児参画に向けたマインドチェンジプロジェクト	子育て中の夫婦、企業経営者・マネジメント層、若者から親世代まであらゆる都民を対象に、Webサイト「TEAM 家事・育児」をはじめ、多様な媒体を活用し、普及啓発のメッセージを発信。男性の家事・育児参画に向け社会全体のマインドチェンジを促します。	・サイトコンテンツの追加・更新 ・Web媒体等を活用したコンテンツの周知	生活文化スポーツ局
		188		普及啓発及び情報提供の実施	「広報東京都」、都提供テレビ・ラジオ番組や都庁総合ホームページ等の都政一般広報媒体等を活用して、男女平等参画推進のための普及啓発や情報提供を行います。	・都政全体の広報を行う中で、男女平等参画推進のための普及啓発・情報提供についても所管部課の依頼により随時実施する。 活用媒体 「広報東京都」、東京都提供テレビ・ラジオ番組等	政策企画局
		189		インターネットによる情報提供	「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、効果的な情報発信を行っていきます。加えて、東京ウィメンズプラザのホームページにおいて、プラザ施設の予約、開催する講座の申込みや図書類の予約・検索サービスを実施します。	・Webサイト「東京都女性活躍推進ポータルサイト」、「TOKYOライフ・ワーク・バランス」により、情報を発信 ・ホームページ、ツイッター等を利用して、情報提供	生活文化スポーツ局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			190		年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等参画施策の実施状況等を公表します。加えて、データと施策を分かりやすくまとめたパンフレットの作成及び配布を行います。	・インターネットによる公表（男女平等参画の現状、施策の実施状況、意識調査の実施） ・普及啓発用パンフレットの作成及び配布	生活文化スポーツ局
			191		東京ウィメンズプラザ図書資料室の運営	都民の自己啓発、自主研究などを支援するため、関連図書、行政資料等を収集し、提供します。	蔵書数 約7.1万冊	生活文化スポーツ局
			192		女性団体との交流	都民・団体・行政が交流を深めながら、男女平等参画社会の実現について考える場を提供します。	ウィメンズプラザフォーラム 年1回	生活文化スポーツ局
		(4)社会制度・慣行の見直し						
		ア. 都庁内における対応						
			193		都職員の旧姓使用	旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められるものを除き、都職員の申出により、旧姓を使用することができます。	平成14年4月から実施 平成30年2月及び平成31年4月に使用可能範囲拡大 平成30年1月1日から実施（東京消防庁）	総務局 各局
			194		庁内広報紙作成のポイント	男女平等参画の視点に立った広報紙・誌、ポスター等を作成するよう庁内に情報提供等を行います。	ポスター等作成時の留意事項について周知	生活文化スポーツ局
			195		男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。	年2回開催 ・施策の進行管理 ・総合調整	生活文化スポーツ局
		2 教育・学習の充実						
		(1)学校での男女平等						
		ア. 学校での男女平等						
			196		学校における人権教育の実施	学校が、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教育活動全体を通して組織的・計画的に適正な男女平等教育を実施するよう、指導計画の作成など指導内容の改善のための指導・助言を行います。	人権教育研究協議会における講義、学校訪問における指導・助言、人権教育プログラムへの関連資料の掲載	教育庁
			196		学校における人権教育の実施	職層に応じた人権教育研究協議会を実施します。	園長・校長対象4回、副園長・副校長対象4回、主幹教諭・指導教諭・主任教諭・教諭等対象 4回等	教育庁
			196		学校における人権教育の実施	区市町村教育委員会等との連携を通し、人権教育指導推進委員会を開催し、研究・協議を行います。	区市町村教育委員会指導主事等対象 4回	教育庁
			196		学校における人権教育の実施	各学校における校内研修等で活用するよう、人権教育の手引である「人権教育プログラム」に適正な指導資料を掲載します。	74,000部作成し、都内公立幼稚園・公立学校教員等に配布	教育庁
			197		人権教育に関する指導内容や方法の改善・充実	各学校で、学習指導要領を踏まえ、「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、教職員が男女平等教育について正しい理解と認識を深め、指導内容や方法の改善、充実、効果的な教材の開発等を行うよう校内研修を支援します。	・指導訪問で校内研修等における指導・助言 ・人権尊重教育推進校 50校程度	教育庁
			197		人権教育に関する指導内容や方法の改善・充実	全都の公立学校の中から人権尊重教育推進校を指定し、その研究・実践の成果を全都に普及します。		教育庁
			198	☆	保育体験活動についての指導・助言	東京都高等学校家庭科教育研究会等において、ブックレット「子育て理解教育の推進～理論と実践事例～」の活用方法及び教科指導における保育体験活動についての指導・助言を行い、各学校における保育体験活動の拡大を図ります。	・家庭科の学習において、実践的・体験的な学習活動を取り入れた保育体験活動の実施 ・東京都高等学校家庭科教育研究会等における、生徒や学校の実態に応じた実践的な事例の紹介等、多様な取組の拡充	教育庁

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			199		インターンシップの推進	就業体験を通じて、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成するため、これまでのインターンシップ実施校の実績を踏まえ、インターンシップを効果的に推進するとともに、就業体験の受入先の開拓を進めます。	・学校外の学修としての単位認定や総合的な探究の時間への位置付けなど特色ある教育課程の編成に向けた一層の推進 ・都独自教科「人間と社会」の体験活動の一つとして、インターンシップの実施機会の設定	教育庁
			200		中学生の職場体験の推進	中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。	・3～5日 全公立中学校等で実施予定	教育庁
			201		進路指導の充実	学校が、キャリア教育の視点に立った進路指導の内容及び方法の工夫・改善を図り、組織的・計画的に推進できるよう支援します。	・キャリア教育教師用手引書、キャリア・パスポートの活用に向けたリーフレット（令和2年度全教員に配布）の活用を推進	教育庁
			202		教職員への人権研修の実施	人権課題「女性」等について、今日の人権教育推進に関わる国際的な動向や東京都教育委員会の基本的な考え方、当面する人権教育推進上の諸課題について理解を深め、各学校における具体的な推進を図ることができるよう、教職員への研修を実施します。	・教育管理職候補者研修 546名 年1回開催 ・初任者等研修 700名（都立学校） 年1回開催 ・中堅教諭等資質向上研修Ⅰ及びⅡ 650名（都立学校） 年1回開催 ・専門性向上研修 人権教育40名 年1回開催	教育庁
			203		都立高校における男女別定員制の緩和	男女合同選抜へ移行するまでの間、定員の1割について男女合同で合格者決定を行う学校の規模や、男女合同で合格者決定を行う割合の拡大に取り組みます。	男女別定員を定めていた都立高校（108校）について、令和6年度入学者選抜（令和5年度実施）から男女合同選抜へ移行。 これにより、全都立高校において、男女合同選抜となった。	教育庁
			(2)若者のキャリア教育の推進					
			ア. 若者のキャリア教育の推進					
			204		講義用教材の普及によるキャリアデザイン意識の醸成	大学等における講義での活用を前提にした教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及により、就職前後の若者のキャリアデザイン意識醸成を図ります。	「キャリアデザインコンテンツ」の普及	生活文化スポーツ局
			205	☆	キャリアデザインのためのeラーニングコンテンツ提供	スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザインについて知るサイト「WILLキャリアッジ」を通じ、高校生や大学生等がキャリアデザインについて考えるきっかけとなる情報を発信します。	・サイトコンテンツの追加・更新 ・Web媒体等を活用したコンテンツの周知	生活文化スポーツ局
			206		中学生の職場体験の推進	中学生が、5日間程度学校を離れて地域の商店及び企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験することを通して、男女平等参画社会の一員としての自覚を促すとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成します。	・3～5日 全公立中学校等で実施予定	教育庁
			207		現場体験型インターンシップ	東京都立大学における特徴的なキャリア教育の一つとして、1年次から履修可能な体験型科目である「現場体験型インターンシップ」を実施します。大学生活の早い時期での現場体験により、環境、福祉、教育、経済等、大都市の抱えるさまざまな課題及び自分自身の課題について認識を深め、課題に主体的に取り組む能力、社会人として必要な基礎的コミュニケーション能力等を自ら養成することを目指します。	・学生受入先 内訳 東京都 10実習先 46コース 定員86名 特別区 9実習先 20コース 定員32名 市 8実習先 28コース 定員44名 都の関係団体16実習先 36コース 定員70名 企業等 66実習先 71コース 定員218名 ・履修学生数 174名（すべて学部生） 内訳 1年生 134名 2年生 38名 3年生 2名	総務局（東京都立大学）
			208	☆	募集広報活動支援携帯端末装置を活用した募集活動の推進	携帯端末装置を活用し、継続してオンラインによるセミナーや相談会及び業務説明会等を実施し、全国各地のより多くの就活生に対し効率的な募集活動を行う。	・オンライン上での女性対象の業務説明会 最大500名参加可能 年2回以上実施予定 ・オンライン上での女性対象の採用相談会 1対1での相談会 月1回以上実施予定	東京消防庁

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			(3)多様な学習・研修機会等の提供					
			ア. 多様な学習機会の提供					
			209		社会教育関係職員等研修の実施	社会教育関係指導者等を対象に、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施します。	年18回	教育庁
			210		情報資料の収集と提供	人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発資料を作成、配付します。	(1)広報誌「とうきょうの地域教育」 紙媒体各14,000部及びデジタルブック 年3回発行	教育庁
			210		情報資料の収集と提供	人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発資料を作成、配付します。	(2)人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」 105,000部	教育庁
			211		都立学校公開講座	都民の生涯学習の幅広いニーズに応えるとともに、開かれた学校の実現を目指して、都立学校の教育機能を開放し学習機会を提供します。	全都立学校 272講座	教育庁
			212		自主学習活動の支援	東京ウィメンズプラザの施設の利用・貸出を通じて、男女平等参画に関する学習活動を支援します。	ホール、会議室、保育室、ワーキングルーム等の貸出等	生活文化スポーツ局
			213	☆	東京リカレントナビ	社会人・高齢者の学び直しやスキルアップ・キャリアチェンジにつながる教育コンテンツ等を掲載したプラットフォームを構築する。併せて、有識者等が専門的な内容を分かりやすく解説するミニッツ動画等を配信することで、幅広い年齢層の方が意欲的に自身のスキルや知識をアップデートしていくことを喚起する。	学び直しをサポートするポータルサイト「東京リカレントナビ」により、スキルアップやキャリアチェンジ等につながる教育コンテンツ等を提供 ポータルサイトにレコメンド機能を追加するほか、体系的な学び直しを可能とするコンテンツを制作・配信し、学び直しを支援	総務局
			214	☆	東京都立大学プレミアム・カレッジ	東京都立大学において、50歳以上の方を対象として、東京・都市をテーマとした幅広いカリキュラムや都政の現場を活用したフィールドワークなど、ほかでは経験できない学びと交流の場を提供します。	・定員 本科 55名程度 専攻科 30名程度 研究生コース 最大15名程度	総務局（東京都立大学）
			215	☆	職業訓練の実施	職業能力開発センターにおいて、在職者を対象にしたスキルアップや資格取得のための短期講習等を行います。	職業能力開発センター・校、国立・都営の東京障害者職業能力開発校で実施 13か所 求職者向け：延べ146科目、定員7,345名 （施設内訓練103科目、4,590名） （委託訓練43科目、2,755名） 在職者向け：定員19,372名	産業労働局
			3 あらゆる分野における女性の参画拡大					
			(1)政治・行政等分野					
			ア. 政治・行政・教育分野における男女平等参画の促進					
			216	☆	民間企業と連携した交流イベントの開催（キャリア・メンター制度の拡充）	キャリア・メンター制度は職員のキャリア形成支援及び今後の昇任に向けた職員個別の不安払拭を図ることを目的としており、各局の管理職等から選任されたキャリア・メンターが、職員（メンティー）からの相談に対応します。 こうした個別相談に加えて、女性活躍推進に積極的に取り組む民間企業と連携した交流イベントの開催等、新規利用者の開拓及び利用満足度の向上に向けた取組を展開します。	○平成30年度から一部対象局において2年間の試行を実施し、令和2年度から全庁展開 ○個別相談に加え、専用SNSの活用、座談会イベント「トーク・カフェ」の開催、キャリア形成支援研修との連携等を実施 ○職員のロールモデルとしてより多様なキャリアプランを提案するため、令和3年度には技術系職種、令和4年度には行政専門職、令和5年度には専門職種のメンターをそれぞれ新たに選任 ○令和4年度から、これまでの取組を継続しつつ、女性活躍推進に積極的に取り組む民間企業と連携した交流イベントの開催等、新規利用者の開拓及び利用満足度の向上に向けた取組を展開	総務局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			217	☆	都庁における男性職員の育業等の推進	育業等をしやすい職場環境づくりを一層推進するため、男性職員の育業取得率を令和7年度には50%に向上させることを目標とし、この早期達成に向けて、男性の育児参画を進める取組を加速していきます。また、出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率を、令和7年にはそれぞれ100%に向上させることを目標とし、その実現に取り組んでいきます。	○育業等をしやすい職場環境づくり ・育業等を前提とした面談の実施 ・育業意向のない男性職員への継続的な個別勧奨 ・合計1か月以上の育業等を勧奨 ○育業等への理解を促進 ・プレパバ応援講座 ・管理職向けの悉皆研修等 ・育業等に係る各職場へのフォローアップを強化・推進 ・臨時的任用職員制度を活用・改善（対象範囲の拡大等） ○数値目標の早期達成に向けて、育児参画を促進する取り組みを加速 ○庁内掲示板等に男性職員の育業経験者の体験談を掲載	総務局
			218		東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン	東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プランは、育児や介護等の事情にかかわらず、全ての職員の生活と仕事の両立・調和のための施策及びそのために必要な働き方や仕事の進め方の改革について方向性を示す計画です。同時に、次世代育成支援法及び女性活躍推進法の規定に基づき、任命権者（特定事業主）が連名で策定する特定事業主行動計画としても位置付けています。このプランに基づき、「職員のキャリア形成促進」、「育児・介護等と仕事との両立支援」及び「『ライフ・ワーク・バランス』の鍵となる働き方改革」の三つを柱に掲げ、職員誰もが育児・介護等と仕事とを両立し活躍できる「都庁の働き方」を推進しています。	①職員のキャリア形成促進（昇任に向けた職員個別の不安払拭の強化、職員のキャリア形成支援の拡充、昇任機会の確保に向けた取組の推進等） ②育児・介護等と仕事との両立支援（育業等をしやすい職場環境づくり、育業等への理解促進、介護ニーズ等に対応する更なる支援策の検討等） ③「ライフ・ワーク・バランス」の鍵となる働き方改革（テレワークの更なる推進、職員や職場の特性に応じた勤務時間制度の実現、業務の効率化等を通じた超過勤務縮減・年次有給休暇の取得促進等）	総務局
			219		東京都教職員ライフ・ワーク・バランス推進プラン（教育委員会）	東京都教職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プランは、育児や介護等の事情にかかわらず、全ての教職員の生活と仕事との両立・調和のための施策及びそのために必要な働き方や仕事の進め方の改革について方向性を示す計画です。同時に、次世代育成支援法及び女性活躍推進法の規定に基づき、任命権者（特定事業主）が策定する特定事業主行動計画としても位置付けています。このプランに基づき、「教職員のキャリア形成促進」、「育児・介護等と仕事との両立支援」及び「『ライフ・ワーク・バランス』の鍵となる働き方改革」の三つを柱に掲げ、教職員誰もが育児・介護等と仕事とを両立し活躍できる「働き方」を推進しています。	教育管理職選考要綱発表時に対象者へ周知する。	教育庁
			220	☆	女性活躍推進のための研修の実施	育児や介護等のライフイベントを控えた女性職員が積極的にキャリア形成を考えられるよう、専門家による講演、育児に関連する休暇や支援制度の周知及び管理監督職に向けた意識啓発等を実施します。	局既存研修等を活用し、育児に関連する休暇や支援制度の周知及び管理監督職に向けた意識啓発を実施	水道局
			221	☆	女性活躍推進に向けた研修強化	女性職員の更なる活躍推進及び職員のキャリア形成支援のため、ライフイベントを見据えたキャリアデザインや、多様なリーダーシップの在り方、管理職になるための心構え等に関する研修を行います。	○主事2年目～課長代理級職員を対象として、職層別に実施 ○修了者102名	総務局
			222		審議会等への女性委員の任用促進	クオータ制を導入するなどにより、審議会等における女性委員の任用率40%以上を達成します。	・任用計画の進捗管理 ・東京都立大学の女性教員名簿の提供 ・女性委員の積極的な任用を依頼する知事名文書の配付 ・各局総務部長への働きかけ ・「はばたく女性人材バンク」の活用 ・管理職向け女性委員任用率向上研修の実施	各局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			222		審議会等への女性委員の任用促進	女性委員候補者の紹介や人材情報の提供を通じて、都庁内における審議会等の女性委員の任用促進を図ります。	・クオータ制の導入 ・任用計画の進捗管理 ・東京都立大学の女性教員名簿の提供 ・女性委員の積極的任用を依頼する知事名文書の配付 ・各局総務部長への働きかけ ・「はばたく女性人材バンク」の活用	生活文化スポーツ局
			★	★	東京都政策連携団体の女性役員割合の向上	都庁グループの一員である政策連携団体において、女性役員割合を2026年度までに30%とする目標達成に向け役員構成の見直し等を促進していきます。	女性役員割合の進捗管理	総務局
			(2)防災・復興分野					
			ア. 防災における男女平等参画の促進					
			223		女性防災人材の育成	地域で防災活動を支える女性の育成、さらには災害時に女性を取り巻く環境の向上を目指すため、これまで地域防災活動に参加していなかった女性層を掘り起こし、女性人材の裾野を広げた上で、女性リーダーとして活躍できる人材を育成します。	・防災の基礎知識を学ぶ「防災ウーマンセミナー」の実施（年間3テーマ（前編・後編）を配信）。前半905人（うち女性649人）受講。後半583人（うち女性425人）受講。 ・地域や職場の防災活動のリーダー的人材を育成する「防災コーディネーター研修」の実施（年間2回）。地域生活編40人受講。職場編45人受講。	総務局
			224		防災（語学）ボランティア	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、「東京都防災（語学）ボランティア」を募集・登録し、災害時の体制を整備します。	・令和5年4月1日現在：14言語578人登録 ・防災（語学）ボランティアのスキルアップを図るため、研修を実施する。 ・災害発生時、防災（語学）ボランティアと避難所等とをマッチングする「東京都防災（語学）ボランティアシステム」を運用し、迅速な派遣体制を構築する。	生活文化スポーツ局
			225		防火防災訓練の推進による地域全体の防災力の強化	地域全体の防災力を高めるため、消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織や福祉関係者が連携した訓練を推進します。	家庭内の安全対策の推進者として、また、地域の防災リーダーとして地域住民に対する防火防災思想の普及が期待されている女性防火組織に対して、地域特性に応じた育成指導を推進する。	東京消防庁
			226		消防団活動継続のための環境整備	消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の仕事や家庭との両立を図ります。	女性消防団員に対し、子宮頸がん検査及び乳がん検査を実施する。	東京消防庁
			226		消防団活動継続のための環境整備	消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の仕事や家庭との両立を図ります。	女性を対象とした消防団員募集リーフレットを作成する。	東京消防庁
			226		消防団活動継続のための環境整備	消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の仕事や家庭との両立を図ります。	夏季警戒時や消防団点検時に着用する女性消防団員新型夏服を整備することで、女性制服の暑熱環境を改善し、男女夏服の統一性を図る。 新型夏服 長袖、半袖、ズボン、キュロットスカート 各370着	東京消防庁
			226		消防団活動継続のための環境整備	消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の仕事や家庭との両立を図ります。	女性消防団員研修を継続して実施することで、活動能力等の向上を図る。	東京消防庁
			226		消防団活動継続のための環境整備	消防団員募集活動を推進し定員の充足を図るとともに、団員の生活に配慮した訓練方法・訓練時間を工夫する等の方策により、消防団員の仕事や家庭との両立を図ります。	消防団員に対し個人のパソコンやスマートフォン等から、いつでもどこからでもアクセスし学習可能な東京消防団eラーニングシステムの活用を促進する。	東京消防庁
			227	☆	女性消防職員の活躍を支援する環境整備	女性消防職員の更なる活躍のため、より良い職場環境の実現に向けた取組の推進を図ります。	女性活躍推進に係る施策の理解を深め、幹部職員としての能力向上を図るとともにキャリア形成を確立することを目的とした研修を実施する。	東京消防庁
			227	☆	女性消防職員の活躍を支援する環境整備	女性消防職員の更なる活躍のため、より良い職場環境の実現に向けた取組の推進を図ります。	育児休業復帰後の短時間勤務をする女性の活躍も可能とする救急隊を運用する。	東京消防庁

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			228	☆	東京消防庁特定事業主行動計画	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき平成28年3月に策定した東京消防庁特定事業主行動計画を令和3年3月に更新し、女性職員の活躍による組織力向上と、全職員が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を継続して推進します。	東京消防庁特定事業主行動計画に基づく各取組を推進する。	東京消防庁
		(3)地域活動						
		ア. 地域における男女平等参画の推進						
			229		地域で活躍する女性の活動を紹介する動画	地域における女性の活躍を後押しするため、地域における様々な課題解決のために活躍している女性の事例や、女性が参加しやすい地域活動を紹介します。	東京都女性活躍推進大賞地域部門受賞団体の活動の様子や代表等のインタビューを伝える動画を作成し、都の関連サイトに掲載	生活文化スポーツ局
			230		共助社会づくり推進事業	ボランティア文化の定着に向けた様々な取組を実施し、都民全体のボランティア気運を醸成します。	・ポータルサイト「東京ボランティアレガシーネットワーク」による継続的な情報発信 ・ボランティア活動の支援と裾野拡大のため、ボランティア文化の定着に向けたセミナーや主催イベント、スポーツ団体等と連携したイベントを実施	生活文化スポーツ局
			231	☆	「地域力」向上に向けた取組	地域コミュニティを活性化するため、地域の課題解決に取り組む町会・自治会を支援します。	区市町村と連携し、町会・自治会活動の担い手を発掘、マッチングする「まちの腕きき掲示板」を実施	生活文化スポーツ局
第3章 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援								
		1 ひとり親家庭への支援						
		ア. ひとり親家庭の相談や就業支援等						
			232		東京都ひとり親家庭支援センター事業	東京都ひとり親家庭支援センター（母子家庭等就業・自立支援センター）において、ひとり親家庭及びその関係者に対し、生活相談、就業相談、養育費相談、面会交流支援、離婚前後の法律相談、就職情報の提供などの各種支援策を実施します。ひとり親家庭向けにLINEアプリによる相談も実施します。 また、区部に加え、多摩地域に相談拠点を設置、多摩地区のひとり親家庭への相談体制の強化を図ります。	生活相談（通年） 就業相談（通年） 養育費相談（通年） 面会交流支援（通年） 離婚前後の法律相談（通年） 離婚前後の親支援講座（5回） ひとり親グループ相談会（10回） キャリアアップ支援（通年）	福祉局（福祉保健局）
			233		母子・父子自立支援員の活動	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	都内母子・父子自立支援員に対して都が研修を実施（新任研修3回現任研修3回）	福祉局（福祉保健局）
			234		ひとり親家庭等生活向上事業の実施	ひとり親家庭に対して区市町村が実施する学習支援事業や相談事業など、各種生活支援事業への補助を行います。	区市町村補助事業（27区市）	福祉局（福祉保健局）
			235	☆	ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業	PCや通信機器を無償で貸与し、eラーニング等により、資格の取得、スキルの習得及び就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援します。	・支援規模 450人、① デジタルコース（300人）、② 資格取得コース（150人） ・受講形式 eラーニング等（メンターによる受講中のフォロー） ・就職支援 受講中のキャリアカウンセリング等 ・その他 支援期間中のPCやWi-Fiの無償貸与	産業労働局
			236		ひとり親家庭等在宅就業推進事業	在宅就業を希望するひとり親等に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネータがサポートを行います。	在宅就業コーディネーターの配置 被支援者に対する在宅業務の発注又は受注環境の提供 被支援者に対する納品までの相談支援等 その他在宅就業支援に関すること	福祉局（福祉保健局）
			237		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	町村部に居住する、ひとり親家庭の親及び児童が、高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給します。（区市居住者は各区市が実施）	都事業（13町村）	福祉局（福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			238		母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	町村部に居住する母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給します。（区市居住者は各区市が実施）	都実施事業（13町村）	福祉局（福祉保健局）
			239		東京都ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付けるとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し住宅支援資金を貸し付けます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会において、ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対して貸付を実施	福祉局（福祉保健局）
			240		母子・父子自立支援プログラム策定事業	町村部に居住し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。（区市居住者は各区市が実施）	都実施事業（13町村）	福祉局（福祉保健局）
			241		ひとり親家庭相談窓口強化事業	就業支援専門員がひとり親家庭に対して、職業能力の向上や求職活動等、就業についての相談・支援を行います。母子・父子自立支援員と連携し、総合的な支援体制を提供します。	都実施事業（13町村）	福祉局（福祉保健局）
			242		職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、受講期間中、訓練手当を支給します。	・職業訓練手当の支給	産業労働局
			243		ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業補助	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	全市（区部は財政調整交付金により実施）	福祉局（福祉保健局）
			244		児童扶養手当・児童育成手当（育成手当）の支給	ひとり親家庭等に対する児童扶養手当又は児童育成手当（育成手当）の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	・児童扶養手当 都実施は町村部 ・児童育成手当（育成手当） 区部は財政調整交付金により実施	福祉局（福祉保健局）
			245		母子及び父子福祉資金の貸付	ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援します。	3,324件	福祉局（福祉保健局）
			246		ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当せん倍率の優遇や、ポイント方式による募集、若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅の募集、毎月募集の対象者に加えるとともに母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	・ポイント方式による募集年2回募集（2月、8月） ・世帯向け募集における当選倍率の優遇（7倍）年2回募集（5月、11月） ・若年夫婦・子育て世帯向け定期使用住宅の募集（5月、11月） ・毎月募集（毎月） ・母子生活支援施設転出者向け特別割当て年2回割当て50戸程度（年間）	住宅政策本部
			イ. 保育サービス等の整備					
			247		保育サービスの拡充	認可保育所や認証保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育など、地域のニーズに応じた多様な保育サービスの整備を推進します。	国の就学前教育・保育施設整備交付金ほか、都独自の「待機児童解消区市町村支援事業」により、保育所等の施設整備にかかる事業者及び区市町村の負担を軽減	福祉局（福祉保健局）
			248		認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の整備を推進します。	A型 113 か所、B型 16か所 （区部は財政調整交付金により実施）	福祉局（福祉保健局）
			249		認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	認定こども園の整備等への補助 92園	生活文化スポーツ局
			249		認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園の整備を推進します。	開設準備経費補助（国制度） 1施設 （国制度の対象にならない場合は子供家庭支援区市町村包括補助事業で対応）	福祉局（福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			249		認定こども園の推進	就学前の子供に関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園を設置する区市町村に対して、指導・助言など広く支援を行い、地域において子供が健やかに育成される環境の整備を推進します。	区市立の幼稚園が認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）として認定を受ける場合、条例、規則の変更等を都教育庁へ届出することとなっている。幼稚園型認定こども園として認定を受けている公立幼稚園は、3園（令和5年4月1日現在）	教育庁
			250		一時預かり事業補助	保護者の疾病や災害等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とする時、また育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てできる環境を整備する。	・一般型 771,600人 ・余裕活用型 21,989人 ・都単独型 9,312人	福祉局（福祉保健局）
			251		定期利用保育事業補助	パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育することで、安心して子育てできる環境を整備します。	定期利用保育事業 120,767人	福祉局（福祉保健局）
			252		学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	2,813単位 （子ども・子育て支援交付金により実施）	福祉局（福祉保健局）
			253		子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）が、地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	子供家庭支援区市町村包括補助及び子ども・子育て支援交付金により実施	福祉局（福祉保健局）
			254	☆	ベビーシッター利用支援事業	待機児童の保護者や、育児休業を1年間取得し復職した保護者が、保育所等への入所決定までの間、又は夜間帯保育を必要とする保護者が、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成します。 また、日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要になった保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、本事業の参画事業者として認定を受けたベビーシッター事業者による保育を提供する区市町村に補助を行います。	利用上限 ①待機児童の保護者・育休満了者・夜間帯保育を必要とする保護者の場合 （保育短時間認定）1日8時間かつ月160時間 （保育標準時間認定）1日11時間かつ月220時間 ※夜間帯保育を必要とする保護者の場合、月220時間 ②一時預かり利用支援の場合 年144時間（多胎児の場合は、年288時間）	福祉局（福祉保健局）
			255		住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。以下の3つから成り立ちます。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援 東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。	【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】409,983千円 （既存事業） ・改修費補助 ・家賃低廉化補助 ・家賃債務保証料等低廉化補助 ・少額短期保険等保険料補助 ・登録協力補助（登録協力報奨金） （令和5年度からの新規事業） ・東京ささエール住宅貸主応援事業 （耐震改修費補助、見守り機器設置費等補助 等） ・東京ささエール住宅居住支援法人等応援事業 （サブリース物件を活用した居住支援に係る補助） 【東京都居住支援協議会】17,979 千円 ・パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂 ・セミナー開催（2回） ・東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）登録支援 ・区市町村居住支援協議会活動支援補助など	住宅政策本部

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
2 高齢者への支援								
			ア. 地域における高齢者への支援					
			256		救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の安全を確保するため、救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの普及促進や整備に取り組む区市町村を支援しています。	高齢社会対策区市町村包括補助事業にて対応	福祉局（福祉保健局）
			256		救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの整備支援	本システムにより、在宅高齢者が家庭内で緊急事態に陥ったとき、又は火災が発生したときに、東京消防庁が信号を受信し、迅速な救援・救護活動を行います。	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、救急直接通報システム及び住宅火災直接通報システムの普及促進を図ることにより安全を確保するとともに、同システムの受信業務を通じて迅速な活動を行う。令和5年度救急直接通報等受信件数は337件であった。	東京消防庁
			257		シルバーピアの整備	高齢者が住み慣れた地域社会の中で安心して生活できるよう、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員又はワーデン（管理人）を配置し、バリアフリー化等、高齢者向けに配慮された公的賃貸住宅を整備する区市町村を支援していきます。	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応	福祉局（福祉保健局）
			257		シルバーピアの整備	一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理人）又はL S A（生活援助員）を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	0戸（都営住宅（シルバーピア）の建設等）	住宅政策本部
			258		サービス付き高齢者向け住宅等の登録・閲覧制度	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供するサービス付き高齢者向け住宅を登録し、その情報を広く提供します。	平成23年10月、高齢者住まい法の改正に伴い開始された「サービス付き高齢者向け住宅事業登録制度」の継続実施	住宅政策本部
			259		サービス付き高齢者向け住宅の供給助成	バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する高齢者向け住宅の家賃等の助成を行う等により、サービス付き高齢者向け住宅を供給します。	サービス付き高齢者向け住宅等の供給 1,200戸／年（「未来の東京」戦略 3か年のアクションプラン）	住宅政策本部
			260		高齢者等入居支援事業「あんしん居住制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。（公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業）	（公財）東京都防災・建築まちづくりセンターの自主事業 平成22年7月、「あんしん居住制度」と名称を変更するとともに、「持ち家」も対象に広げる等、条件を緩和（旧名称：「あんしん入居制度」）	住宅政策本部
			261		単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している単身高齢者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	・年4回募集（2月、5月、8月、11月） ・毎月募集	住宅政策本部

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			262		住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。以下の3つから成り立ちます。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援 東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。	【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】409,983千円 （既存事業） ・改修費補助 ・家賃低廉化補助 ・家賃債務保証料等低廉化補助 ・少額短期保険等保険料補助 ・登録協力補助（登録協力報奨金） （令和5年度からの新規事業） ・東京ささエール住宅貸主応援事業 （耐震改修費補助、見守り機器設置費等補助 等） ・東京ささエール住宅居住支援法人等応援事業 （サブリース物件を活用した居住支援に係る補助） 【東京都居住支援協議会】17,979 千円 ・パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂 ・セミナー開催（2回） ・東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）登録支援 ・区市町村居住支援協議会活動支援補助など	住宅政策本部
			263		生活習慣改善推進事業	都民一人ひとりが望ましい生活習慣を継続して実践し、生活習慣病の発症・重症化予防を図るため、区市町村や民間団体等と連携し、都民自らが負担感のない生活習慣の改善を実践できるよう、普及啓発及び環境整備を行います。	再掲<ポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」の運営> ・都内区市町村等が作成するマップの追加・更新 ・サイトの活用促進に向けた普及啓発 再掲<地域における食生活改善普及事業> ・内容を充実させた啓発冊子「野菜、あと一皿！」を活用し、働く世代を対象とした小売販売店等での野菜摂取量増加の啓発を行う。 再掲<気軽に実践！健康づくり応援ガイド（旧：withコロナ時代の健康づくりガイド）の推進> ・令和4年3月に開設した特設サイト「気軽に実践！健康づくり応援ガイド（旧：withコロナ時代の健康づくりガイド）」について、コンテンツを拡充するとともに、サイトの一層の活用を促すことで、都民の健康づくりを支援する。	保健医療局（福祉保健局）
			264		「ちょっと実行、ずっと健康。」ウォーキングマップ作成・活用事業	健康づくりの視点を取り入れた「『ちょっと実行、ずっと健康。』ウォーキングマップ」（以下「マップ」という。）を作成し、マップを活用したウォーキングイベントや健康づくり事業に取り組む区市町村を支援します。	再掲 医療保健政策区市町村包括補助事業で実施	保健医療局（福祉保健局）
			265		地域のつながりを通じた生活習慣改善推進事業	地域のつながりが豊かなほど住民の健康状態がよいという報告があることから、住民の地域とのつながりを醸成するような生活習慣の改善のための普及啓発事業や健康教育等に取り組む区市町村を支援します。	再掲 医療保健政策区市町村包括補助事業で実施	保健医療局（福祉保健局）
			266	☆	シニアスポーツ振興事業	高齢者のスポーツ実施率向上を図り、その健康維持・増進に寄与することを目的に、高齢者を対象としたスポーツ振興事業を実施します。	負担金補助及交付金による共済事業（地域スポーツクラブは補助事業） 事業実施主体規模数 地区体育協会：52地区 地域スポーツクラブ：29クラブ 都レク：16団体	生活文化スポーツ局
			267		人生100年時代社会参加マッチング事業	シニア・プレシニアの継続的な社会参加を促進するため、希望に応じた仕事や学び、趣味、地域活動ができるよう情報を一元化するとともに、区市町村の取組を支援します。	区市町村補助：8自治体（見込） オンラインプラットフォームの構築に向けた基本計画の策定等を実施	福祉局（福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			268	☆	東京都シニア・コミュニティ交流大会	長寿社会の実現に向けた取組の一環として、交流の輪を広げ、シニア世代の健康で心豊かな生活を応援していくため、多くの方に親しまれている囲碁、将棋、健康マージャン、カラオケ、ダンススポーツの5種目による「東京都シニア・コミュニティ交流大会 “TOKYO縁（エン）ジョイ!”」を開催します。	東京都シニア・コミュニティ交流大会を、囲碁・将棋・健康マージャン、カラオケ、ダンススポーツ（それぞれ開催回数：1回）の種目別に開催する。 参加人数 1,195人	生活文化スポーツ局
			269		高齢者の雇用就業支援事業	東京しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	しごとセンターにおける支援	産業労働局
			270		職業訓練の実施（高年齢者訓練）	職業能力開発センターにおいて高年齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、高年齢者の就業を支援します。	・高年齢者向け訓練 定員640名 ・高年齢者向け委託訓練 定員630名 (No. 29一部参照)	産業労働局
			271		はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あつせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	10区市に補助	産業労働局
			272		シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村を通じて補助します。	58区市町村に補助	産業労働局
			イ. 行動しやすいまちづくり					
			273		福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 ・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 ・インターネットを活用した情報提供 ・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進	福祉局（福祉保健局）
			274		福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業20両	都市整備局
			274		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） J R・私鉄の鉄道駅における安全かつ円滑な移動を確保するため、区市町と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行います。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（鉄道駅エレベーター等整備事業） 1駅	都市整備局
			274		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業） J R・私鉄の鉄道駅における安全かつ円滑な移動を確保するため、区市町と連携してホームドア等の整備に対する補助を行います。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業） 12駅	都市整備局
			274		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成事業） 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想を作成する区市町村に対し補助を行います。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進します。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成事業） バリアフリー基本構想作成 2区市 移動等円滑化促進方針作成 3区市	都市整備局
			★	★	福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリースイレ等整備促進事業） J R・私鉄の鉄道駅において、車椅子利用者だけでなく、乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリースイレの整備や機能の分散配置に対する補助を行います。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリースイレ等整備促進事業）1駅	都市整備局
			274		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅エレベーター整備事業	令和6年度末までに6駅整備予定	交通局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			274		福祉のまちづくり事業の実施	ユニバーサルデザインの考え方にに基づいた人にやさしい地下鉄車両の導入	新型車両に更新する際に、低い吊り手や荷棚の採用、フリースペースの設置、優先席への縦手摺りの追加など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた「人にやさしい車両」の導入を進める。	交通局
			275		情報バリアフリーの普及推進	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、必要な情報をスムーズに入手できる情報バリアフリー環境に向け、利用者の視点に立ったわかりやすい情報提供や普及啓発を行う。	・「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供 ・車椅子使用者対応トイレのバリアフリー情報のオープンデータ化の実施	福祉局（福祉保健局）
			275		心のバリアフリーの理解促進	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、心のバリアフリーが浸透した共生社会の実現に向け、多くの人の理解に広がり、実践に繋がるよう、効果的な普及啓発を行う。	・心のバリアフリーに係る集中的広報の実施 ・心のバリアフリーサポート企業連携事業の実施 ・心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施 ・障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動	福祉局（福祉保健局）
			276	☆	都道のバリアフリー化	高齢者や障害者を含めた全ての人が安心・安全、快適に利用できる歩行空間を確保するため、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、道路のバリアフリー化を推進します。	駅、生活関連施設を結ぶ都道のバリアフリー化 約19km整備 主な駅周辺での特定道路の面的なバリアフリー化 約18km整備	建設局
			277	☆	公園のバリアフリー化	園路の段差解消等、高齢者、障害者、外国人を含むすべての人が使いやすい施設の整備を行うことで、都立公園のバリアフリー化を推進します。	都立公園において、誰もが快適に利用できる公園づくりに向け、公園内の段差の解消、トイレのバリアフリー化や老朽化施設の改修を推進する。 令和5年度：設計、工事	建設局
3 若年層への支援								
			ア. 若年層への支援					
			278	☆	東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営	人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しするため、東京都若者総合支援センター「若ナビα」を運営しています。	○「若ナビα」相談事業（通年） 電話、LINE、メール及び面接による相談 【参考】令和5年度 相談実績 11,816件 電話7,422件、メール272件、LINE4,073件、面接49件	生活文化スポーツ局
			279	☆	若者正社員チャレンジ事業	若年求職者にセミナーと企業内実習を実施することで、社会人としての心構えやスキルを身につけ、就職に向けた意欲や自信の向上を図り、その後の正社員化につなげます。	年間1,000人規模で、セミナー、合同企業説明会、企業内実習、採用奨励金の支給、ジョブリーダーによる支援を実施	産業労働局
			280		若年者の雇用就業支援事業	若者の就職支援のために、東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開します。個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリングに加え、セミナーや合同企業説明会、企業見学等により、若者を就業に結びつけます。	しごとセンターヤングコーナーにおける支援	産業労働局
			281		職業訓練の実施（若年者能力開発訓練）	職業能力開発センターにおいて、中卒者・高校中退者等、主に就業経験の少ない若年者を対象に、職業に必要な知識・技能に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施し、若年者の就業を支援します。また、複数の業種や、企画・製造・販売等の一連の業務を訓練し、若年者の適性や希望にあった業種・職種の選択を支援します。	・若年者能力開発訓練 定員220名 (No. 29一部参照)	産業労働局
			282		講義用教材の普及によるキャリアデザイン意識の醸成	大学等における講義での活用を前提にした教材「キャリアデザインコンテンツ」の普及により、就職前後の若者のキャリアデザイン意識醸成を図ります。	「キャリアデザインコンテンツ」の普及	生活文化スポーツ局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

		事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
		283	☆	キャリアデザインのためのeラーニングコンテンツ提供	スマートフォンやタブレット等で気軽に楽しみながらキャリアデザインについて知るサイト「WILLキャリアッジ」を通じ、高校生や大学生等がキャリアデザインについて考えるきっかけとなる情報を発信します。	・サイトコンテンツの追加・更新 ・Web媒体等を活用したコンテンツの周知	生活文化スポーツ局
4 障害者への支援							
		ア. 障害者への支援					
		284		共生社会実現に向けた障害者理解促進事業	障害者差別解消法に基づき、東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営や専門相談などの体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、障害の有無により分け隔てられることのない共生社会の実現を目指します。	・東京都障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・広域支援相談員及び専門相談の体制整備 ・紛争解決のための調整委員会の運営 ・都民及び事業者向け法令説明会の開催 ・障害及び障害者理解研修の開催 ・「ハートシティ東京」の運営 ・ヘルプマークの製作、配布 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	福祉局（福祉保健局）
		285	☆	障害児支援の提供体制の整備	児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所や短期入所について、整備を促進します。	・在宅サービスの充実（短期入所） 定員160人増 ・障害児への支援の充実（児童発達支援センター、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所） 各区市町村に少なくとも1か所以上	福祉局（福祉保健局）
		286	☆	医療的ケア児等とその家族への支援の充実	医療的ケア児や重症心身障害児が放課後等に安心して過ごせる場を確保するため、放課後等デイサービス、学童クラブ等で看護師の配置や送迎などを行い、医療的ケア児等の受入れを促進する区市町村を支援します。 また、医療的ケア児等の家族の休養や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援する他、就労支援策として、医療的ケア児の日中預かり先確保や、保護者に対するペアレントメンターによる相談対応等を行います。	【障害児の放課後等支援事業】 補助 35区市町村 【在宅レスパイト・就労支援事業】 ・利用者一人あたり訪問看護師の派遣上限は年間144時間 【医療的ケア児ペアレントメンター事業】 ・メンター謝礼 ・ホームページ作成費用 ・パンフレット作製費用 等 【医療的ケア児日中預かり支援事業】 ・日中の預かり先確保に係る費用 ・日中預かりを実施する事業所の開拓に係る費用 【学童クラブ】 ・看護師配置にかかる費用 ・専門知識を有する放課後支援員配置にかかる費用 ・たん吸引等の研修受講の際の代替職員の配置費用 ・受け入れ対応会議経費 ・送迎費用等	福祉局（福祉保健局）
		イ. 行動しやすいまちづくり					
		287		福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務 ・福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 ・インターネットを活用した情報提供 ・条例、ガイドライン等の周知、普及・推進	福祉局（福祉保健局）
		288		福祉のまちづくり事業の実施	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	だれにも乗り降りしやすいバス整備事業20両	都市整備局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			288		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （鉄道駅エレベーター等整備事業） ＪＲ・私鉄の鉄道駅における安全かつ円滑な移動を確保するため、区市町と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行います。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （鉄道駅エレベーター等整備事業） 1駅	都市整備局
			288		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （ホームドア等整備促進事業） ＪＲ・私鉄の鉄道駅における安全かつ円滑な移動を確保するため、区市町と連携してホームドア等の整備に対する補助を行います。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （ホームドア等整備促進事業） 12駅	都市整備局
			288		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （バリアフリー基本構想等作成事業） 地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想を作成する区市町村に対し補助を行います。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進します。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （バリアフリー基本構想等作成事業） バリアフリー基本構想作成 2区市 移動等円滑化促進方針作成 3区市	都市整備局
			★	★	福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （バリアフリースイートイレ等整備促進事業） ＪＲ・私鉄の鉄道駅において、車椅子利用者だけでなく、乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリースイートイレの整備や機能の分散配置に対する補助を行います。	鉄道駅総合バリアフリー推進事業 （バリアフリースイートイレ等整備促進事業） 1駅	都市整備局
			288		福祉のまちづくり事業の実施	鉄道駅エレベーター整備事業	令和6年度末までに6駅整備予定	交通局
			288		福祉のまちづくり事業の実施	ユニバーサルデザインの考え方に基いた人にやさしい地下鉄車両の導入	新型車両に更新する際に、低い吊り手や荷棚の採用、フリースペースの設置、優先席への縦手摺りの追加など、ユニバーサルデザインの考え方に基いた「人にやさしい車両」の導入を進める。	交通局
			289	☆	地下鉄におけるトイレ改修	都営地下鉄駅のトイレ改修 駅のトイレを利用するすべての人が快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、出入口の段差解消やベビーカー・ベビーシートの増設など、清潔感と機能性を備えたトイレに改修（グレードアップ）します。	老朽化している浅草線、三田線、新宿線のトイレについて、出入口の段差解消やベビーカー・ベビーシートの増設、温水洗浄便座やパウダーコーナーの設置、抗菌材の使用などを実施。	交通局
			290	☆	都道のバリアフリー化	高齢者や障害者を含めた全ての人が安心・安全、快適に利用できる歩行空間を確保するため、歩道の段差解消・勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等、道路のバリアフリー化を推進します。	駅、生活関連施設を結ぶ都道のバリアフリー化 約19km整備 主な駅周辺での特定道路の面的なバリアフリー化 約18km整備	建設局
			291	☆	公園のバリアフリー化	園路の段差解消等、高齢者、障害者、外国人を含むすべての人が使いやすい施設の整備を行うことで、都立公園のバリアフリー化を推進します。	都立公園において、誰もが快適に利用できる公園づくりに向け、公園内の段差の解消、トイレのバリアフリー化や老朽化施設の改修を推進する。 令和5年度：設計、工事	建設局
			292		情報バリアフリーの普及推進	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、必要な情報をスムーズに入手できる情報バリアフリー環境に向け、利用者の視点に立ったわかりやすい情報提供や普及啓発を行う。	・「とうきょうユニバーサルデザインナビ」を通じた情報提供 ・車椅子利用者対応トイレのバリアフリー情報のオープンデータ化の実施	福祉局（福祉保健局）

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			292		心のバリアフリーの理解促進	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことができるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、心のバリアフリーが浸透した共生社会の実現に向け、多くの人の理解に広がり、実践に繋がるよう、効果的な普及啓発を行う。	・心のバリアフリーに係る集中的広報の実施 ・心のバリアフリーサポート企業連携事業の実施 ・心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクールの実施 ・障害者等用駐車区画の適正利用に向けた普及啓発活動	福祉局（福祉保健局）
			293		住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、DV被害者など）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ります。以下の3つから成り立ちます。 ①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 ②登録住宅の改修や入居者への経済的支援 ③住宅確保要配慮者への居住支援 東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。	【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進】 409,983千円 （既存事業） ・改修費補助 ・家賃低廉化補助 ・家賃債務保証料等低廉化補助 ・少額短期保険等保険料補助 ・登録協力補助（登録協力報奨金） （令和5年度からの新規事業） ・東京ささエール住宅貸主応援事業（耐震改修費補助、見守り機器設置費等補助 等） ・東京ささエール住宅居住支援法人等応援事業（サブリース物件を活用した居住支援に係る補助） 【東京都居住支援協議会】 17,979千円 ・パンフレット、賃貸住宅オーナー向けチラシ改訂 ・セミナー開催（2回） ・東京ささエール住宅（セーフティネット住宅）登録支援 ・区市町村居住支援協議会活動支援補助など	住宅政策本部
5 性的少数者への支援								
			ア. 性的少数者への支援					
			294	☆	東京都パートナーシップ宣誓制度の導入	性的マイノリティの方々からパートナーシップ関係にあることの宣誓・届出を受理、証明し、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげます。	○制度の運用 ○制度の普及・活用促進	総務局
			295	☆	都立高校における制服の自由選択化の推進	制服の自由選択化を推進する都立高校の取組（教職員の意識啓発や制服PRなど）を支援し、都立高校全体の制服自由化に向けた機運を高めていきます。	予算規模（令和5年度） 制服の自由選択化を推進する学校（予算配付額）上限：30万円／校	教育庁
			296	☆	性自認及び性的指向に関する企業研修	性自認及び性的指向に関する理解を社会により一層浸透させていくため、民間企業の人事・採用担当者等を対象とした無料研修を実施します。受講企業自らがLGBTフレンドリー宣言を行い、これを都がホームページで公表すること等を通じて、事業者における主体的な取組について一層促進していきます。	○年度内3～4回の研修実施	総務局
			297	☆	交流の場・機会提供事業	自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを得ることができるよう、若年層を中心とした当事者同士が安心して集い、交流できる場・機会を提供します。	○年度内3回の事業実施	総務局
			★	★	LGBTフレンドリーを目指す事業者向け訪問支援事業	性自認及び性的指向に関する企業側の課題にきめ細かく対応するため、訪問支援事業を実施します。	○現地等において人事部門への助言や社員向け研修等を実施	総務局
			298		普及啓発の推進	啓発用の冊子及びリーフレットの作成・配布や、イベント等でのパネル展示を行います。	冊子「みんなの人権」及びリーフレット「性自認・性的指向」の作成・配布	総務局

令和5年度 東京都男女平等参画施策の実施状況（女性活躍推進関連施策）

			事業No.	新規	事業名	事業概要	令和5年度事業規模	所管局
			299		男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。	・総相談件数 31,721件 (DV相談4,711件含む) ・一般相談 ・特別相談 ・男性相談	生活文化スポーツ局
			300		人権問題に関する相談	東京都人権プラザにおいて、人権相談（一般相談）を実施します。	東京都人権プラザ ○一般相談（無料） ・面接・オンライン（要予約）により相談員が対応 ・予約受付日時：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:30 ・相談日：月曜日・水曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:30（1件当たり40分以内） ・電話（予約不要）、メール、手紙により相談員が対応 ・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:30 ○法律相談（無料） ・面接・オンライン（要予約）により弁護士が対応 ・予約受付日時：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:30 ・相談日：火曜日（毎月第4火曜日、祝日・年末年始を除く） 13:00～16:00（1件当たり40分以内） ・電話（予約不要）により弁護士が対応 ・毎月第4火曜日（祝日・年末年始を除く） 13:00～16:00（1件当たり15分以内） ○「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談（無料） ・面接・オンライン（要予約）により弁護士が対応 ・予約受付日時：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:30 ・相談日：木曜日（祝日・年末年始を除く） 13:00～16:00（1件当たり40分以内） ○「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談（無料） ・SNS（LINE）によるチャット（通話は行えません）により相談員が対応 ・相談日：月曜日・木曜日・金曜日（祝日・年末年始を除く） 16:00～22:00（1日1回程度、1件当たり60分以内） ※オンライン相談及び「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談は令和5年10月から開始 ○新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談 ・電話により相談員が対応 ・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:30	総務局
			301	☆	性自認及び性的指向に関する相談	性自認及び性的指向に関して、当事者や保護者等からの相談に応じます。	東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談 火曜日・金曜日（祝日・年末年始除く） 【事業者向け】10:00～17:00 【当事者向け】18:00～22:00	総務局
			301	☆	性自認及び性的指向に関する相談	性自認及び性的指向に関して、当事者や保護者等からの相談に応じます。	東京都性自認及び性的指向に関する専門LINE相談 月曜日・水曜日・木曜日（祝日・年末年始除く） 17:00～22:00（受付は21：30まで）	総務局

※「新規」欄の「☆」は前計画からの新規事業、「★」は令和5年度新規事業